

論 説

第1次世界大戦後ドイツのハイパー・インフレーション（1－2） —大規模な貨幣破産・財政破産の発生要因についての説明—

紀 国 正 典

はじめに

第1章 ハイパー・インフレーションの発生と展開

ハイパー・インフレーションの発生と展開過程

第2章 ハイパー・インフレーションの発生要因についての諸説の検討

ドイツ政府、ライヒスバンクなどとチュローニ氏の見解の相違 (以上前号)

マルク紙券の発行を続けた財政金融政策が基本要因とのチュローニ氏の見解 (以下本号)

チュローニ氏の見解と貨幣数量説（数量増加減価論）

チュローニ氏を批判しつつ基本は継承した吉野俊彦氏の見解

吉野俊彦氏の見解と貨幣数量説（数量増加減価論）

チュローニ氏と吉野俊彦氏の研究成果の継承と問題点

大内兵衛氏の調査研究をふまえての問題点の克服 (以下次号)

第3章 ハイパー・インフレーションの発生要因についての紀国の見解

おわりに

注記

参考文献

付表（第2章の参考統計データ、第3章の参考統計データ）

マルク紙券の発行を続けた財政金融政策が基本要因とのチュローニ氏の見解
チュローニ氏は、ハイパー・インフレーションの発生要因を、マルク紙券発行量の絶え間なき増加をひき起こした財政金融政策の誤りに求めているのであるが、著書の約半分をしめる第2章から第4章までを費やして、その実証と論証

に努めている。

彼は、政府やライヒスバンクなどの見解を次のように批判して、この作業を始めた。

「赤字財政がマルク減価をひきおこしたのではなく、マルク減価を基本的原因して赤字財政が発生したのである、という見解の正否を、事実に照らして検討してみよう」¹⁹⁾

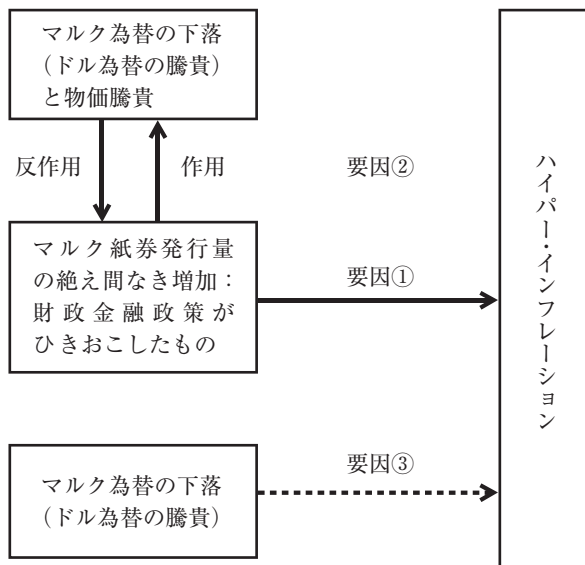
チュローニ氏はこのようにして、政府やライヒスバンクの見解を批判しつつ、事実の発生の時系列的説明（時間の流れにそった説明）で、インフレーションの発生過程を解明しようとしたのである。しかし、それを時系列的説明で解きほぐそうとするチュローニ氏の論述は複雑多岐にわたり、込み入っていてとてもわかりにくい。「ドイツ・インフレーションの研究についての定本」と高く評価されている書物にしては、不明瞭なところも多く、難解である。まずはわたしが理解できた限りで、彼の時系列的な説明を分解したうえで、全体を概観してみよう。わたしの作成した第9図「ハイパー・インフレーションの発生要因についてのチュローニ氏の見解」を参照していただきたい。

この図解では、図の左側の要因によって、右側のハイパー・インフレーションがひきおこされたことを表している。要因①が、チュローニ氏が基本要因と考えているものである。要因②は、要因①が別のものに作用と反作用をひきおこして増幅し、要因①の作用を強めていることを表したものである。要因③を点線で表示したのは、チュローニ氏がはっきりさせていないからである。

ハイパー・インフレーションを発生させたとチュローニ氏が考える基本要因はただ一つ、マルク紙券発行量の絶え間なき増加をひきおこしたところの、誤った財政金融政策である。第9図において示した要因①である。

誤った財政金融政策とは、銀行券という紙券貨幣発行特権をもっている中央銀行（ライヒスバンク）が、政府の財政赤字を埋め合わせるため大蔵省証券を割引いて引受け、それと引き換えに政府向けに銀行券を大量に発行し続けたことであり、さらに、民間企業に対しても手形・小切手を担保とした貸付によって民間向けに銀行券を大量に発行し続けたことである。チュローニ氏は、ライヒスバンクによる政府向け貸付によって発生した物価騰貴を「政府インフレーション

第9図 ハイパー・インフレーションの発生要因についてのチュローニ氏の見解



出所) 筆者作成。

注) 図中における実線の矢印は、作用が働く方向を表している。点線の矢印は、作用が不明瞭なことを表している。要因①はチュローニ氏が基本要因と考えていることを示し、要因②はその要因①が別のものに作用と反作用をひきおこし、増幅して右方向のはたらきを強めていることを表す。要因③を…で表示したのは、チュローニ氏がはっきりさせていないからである。

ション 'Governmental Inflation'], 民間向け貸付によって発生した物価騰貴を「民間インフレーション 'Private Inflation」と定義している。

なおチュローニ氏は、このライヒスバンクの発行した銀行券を、「マルク紙券 'paper mark」あるいは「紙券貨幣 'paper money」とよんでいるので、本論文でも、「ライヒスバンク銀行券」について「マルク紙券」という用語を使うことにした。

まずはチュローニ氏のいう政府インフレーションについて、その発生過程についての彼の説明をみていこう。

戦時中の財政政策を、彼は次のように批判している。

「ドイツ政府は最初戦争が間もなく片付くものと考え、かつ戦争は結局、被

征服敵国によって支払われると確信（ヘルフェリッヒ氏）していた。そのためドイツ政府が租税によって経常収入の増加を図らんと決意するに至ったのは1915年以後で、しかも新税は全く不十分なものであった。」²⁰⁾

ヘルフェリッヒ氏は、戦費はすべて公債発行によるべきだとの信念をもって、戦争に勝てば賠償金を獲得できるからというのであった。しかし反対に敗戦によって賠償金はドイツが支払わなければならなくなり、長くドイツを苦しめてしまった。

ドイツ政府の戦費調達方法について、チェローニ氏は、次のように説明している。

「ドイツ政府の採った戦費調達方法は、まず流動公債（大蔵省証券）を発行して一時的借入金をなし、その後しばらくしてこの流動公債を、定期的に確定公債（戦時公債）に借り換えるという仕組みであった。しかし1916年秋になるとこうした戦費調達方法は、結局失敗であることが明らかになってきた。すなわち同年秋頃から確定公債による既発流動公債の整理はうまく行かなくなった。その結果第9回戦時公債の発行された後の1918年9月末には、480億マルクもの流動公債が残存するに至った。」²¹⁾

この戦時公債政策について、チェローニ氏はデータを示していないので、ほかのデータによって補足しておくことにしよう。第2表「戦時公債応募額と大蔵省証券の月末発行残高」をみていただきたい。1916年の第4回戦時公債の発行までは応募額が大蔵省証券発行額を上回っていたが、それ以降はますます売れ残りが生じて大蔵省証券で補てんされている。

チェローニ氏は、戦時中の財政状況についても、簡単な表しかあげていないので、これもより詳しい他のデータ、第3表「戦時中の帝国（ライヒ）財政の歳入と起債収入および租税収入」によって、補足しておこう。これをみても、租税収入は2割に満たなく、8割がたが起債収入だったのである。

第2表 戦時公債応募額と大蔵省証券の月末発行残高(単位:10億紙券マルク)

	応募年月	応募額	起債の月末現在での 大蔵省証券	応募額との差額
第1回戦時公債	1914年9月	4.5	2.6	+1.8
第2回戦時公債	1915年3月	9.1	7.2	+1.9
第3回戦時公債	1915年9月	12.1	9.7	+2.4
第4回戦時公債	1916年3月	10.7	10.4	+0.3
第5回戦時公債	1916年9月	10.7	12.8	-2.1
第6回戦時公債	1917年3月	13.1	14.9	-1.7
第7回戦時公債	1917年9月	12.6	27.2	-14.6
第8回戦時公債	1918年3月	15.0	39.0	-24.0
第9回戦時公債	1918年9月	10.4	49.4	-39.0

出所) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社、1946年所収の統計細目の第二部の第5表「戦時公債応募額と大蔵省証券現在高」(p.491)より作成。この巻末の参考文献にドイツ当局の信頼できる統計書の記載はあったが、残念なことに本データの出所先は明示されていない。

注) 元表の単位は「100万マルク」だったが、これを四捨五入して「10億紙券マルク」に変換した。

第3表 戦時中の中央政府(ライヒ)財政の歳入と起債収入および租税収入
(単位:10億紙券マルク)

	歳入総計	租税収入	歳入総計に対する 租税収入の割合(%)	起債収入	歳入総計に対する 起債収入の割合(%)
1914年度	8.1	2.4	(29)	4.4	(54)
1915年度	23.2	1.8	(7)	20.4	(88)
1916年度	22.8	2.0	(9)	19.7	(86)
1917年度	35.2	7.7	(21)	23.9	(68)
1918年度	31.5	6.8	(17)	22.7	(72)

出所) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社、1946年所収の統計細目の第二部第4表「財政中に於ける起債収入」(pp.490~491)と第6表「財政中に於ける租税収入」(p.492)を合わせて作成。この巻末の参考文献にドイツ当局の信頼できる統計書の記載はあったが、残念なことに本データの出所先は明示されていない。

注) 元表の単位は「1,000マルク」だったが、これを四捨五入して「10億紙券マルク」に換算した。なお1915年度の歳入総計の原表の数値は3,206,584となっていたが、これは23,206,584の誤植であった。

このようにして、チェローニ氏は、大戦中のマルク減価(物価騰貴)は、歳入の大部分を大蔵省証券の発行、つまりライヒスバンクからの借入りに頼った結果であったと、結論を下すのである。ただし、貨幣流通量増加と比較すれば、

国内物価はそれと比例的に騰貴していない。この理由について、チュローニ氏は、戦時中に物価が統制下にあったこと、マルク紙券が退蔵されていたことなどをあげている。この意見の是非については、後ほど検討する。

休戦後の1919年から1923年にかけての財政状況についてのチュローニ氏の見解は、後ほど明らかにするが、ある政治的意図による偏った意見が盛り込まれている。このことを批判的に指摘しながら、その状況を紹介していこう。

チュローニ氏は、戦後直後の新政権（革命政府）の財政政策を次のように批判している。

「休戦後の状況では租税収入を以て歳出をカバーすることは至難であった。大胆な財政改革の断行が必要であった。しかし革命政府にはそのための断固たる処置をとる勇気がなかった。もしそういうことを行うならば、すでに弱体化しているドイツの政治経済組織は、重大な衝動を受けはしまいかと、彼等は懸念した。紙券の発行は最も簡単な経費獲得方法のようにみえた。社会民主党政府がこの紙券の増発という最も伝統的にして不公平な徴税形態に頼ったことは、なんと面白い現象ではないか。」²²⁾

しかしながら、ワイマール共和国の新政権は、財政改革と税制改革に挑んだのである。チュローニ氏は、いちおうこのことを評価して、次のように述べている。

「1919年、20年に多数の新法律が公布されて、中央政府（ライヒ）の大租税体系が創設され、ドイツの財政制度はまったく一変した。今や、国内の諸連邦は、完全に中央政府に従属的な地位に置かれた。この税制改革によって、中央政府は巨額の費用を支弁するに足るだけの所得を獲得することができ、また他方においてはワイマール憲法の主要目的の一つであるドイツ連邦の統一強化が助成されるに至った。これはエルツベルガー氏の有名な財政改革である。」²³⁾

ところがチュローニ氏は、このエルツベルガーの財政改革を、次のように批判する。これが、マルクの売り投機を助長したからだというのである。

「しかしこの財政改革は根本的な改革であったので、新税の賦課はすこぶる徐々にしか行われなかった。種々の租税がまったく錯綜しており、またその中のあるものは実行困難であった。一部分は、扇動的な考えに刺激されて——す

なわちエルツベルガー氏が将来のドイツにはもはや金持ちはいなくなるであろうと宣言したので——富裕な階級はその租税制度に激しく反対した。不当な高率課税は脱税を助長し、また海外への『資本の逃避』に拍車をかけた。²⁴⁾

チュローニ氏は、1920年から22年初めにかけての財政運営も、次のように批判する。

「1919年の後半に生じた心理的恐慌は漸次鎮静し、マルクへの信頼がドイツ民衆の間によみがえったように思われた。1920年の初期には、従来の激落に対する反動が現れた。1920年のライヒスバンク報告書は、ドイツ人が所有外国為替を売却する傾向にあったと述べている。もしドイツ政府が大蔵省証券をライヒスバンクで引き続き割引発行するようなことをせずに、予算均衡の回復に努力していたならば、なお未だマルクの崩壊を救い得たであろう。1920—21会計年度における財政上の不足をベルサイユ条約適用の結果生じた経費のためであると説明するのは不適当である。」²⁵⁾

さらにまた、次のようにも、述べている。

「1922年初頭の為替安定期においては、国家財政は相当の回復をみた。…(中略：紀国) …歳入と普通歳出の間には、一時的であったが均衡が回復した。否、ごくわずかであるが剰余金が生じ、ベルサイユ条約に基づく経費にあてるために別にとっておいたほどである。…(中略：紀国) …1922年の前半には流動公債の増加は緩和され大蔵省証券の発行によってまかなわれる歳出の割合も減少した。」²⁶⁾

チュローニ氏は、これらの証明として、次のデータをあげている。第4表「休戦後の中央政府(ライヒ)財政の歳入・歳出と大蔵省証券発行額」である。これをみると確かに、1920年から21年にかけて、歳入に占める大蔵省証券発行額の割合(%)は、半分強にまで減少している。

しかしこのデータは、金マルク計算のものである。つまりマルク安や物価騰貴にともなうマルク減価の影響をすべて消し去ったものである。だから歳入と歳出の実際の状況を明らかにしたものではない。チュローニ氏はあえてこのデータを示したのかもしれないが。

次に紹介する別のデータの第5表「ドイツ中央政府(ライヒ)財政の歳入と

歳出の推移」をみると、1920年および21年会計年度は、戦争関係の経費やベルサイユ条約と賠償金関係の支払いを処理する特別会計の大幅な歳入不足により、ひどい歳出超過（財政赤字）におちいつているのである。

1923年になると、フランスとベルギー軍が、ドイツ政府が賠償金を支払っていないことを理由に、ルール地方を不当にも軍事占領した。ドイツ政府は消極的抵抗をしたが、これが税収入の減少と経費増大となって財政状況の悪化を招いた。ところがチュローニ氏は、この占領自体を批判するのではなく、次のように新税を創設しなかったことを問題にするのである。

第4表 休戦後の中央政府（ライヒ）財政の歳入・歳出と大蔵省証券発行額
(単位：100万金マルク)

	歳入	歳出	大蔵省証券発行額	歳入に占める大蔵省証券発行額の割合 (%)
1919年度	2,559.1	8,559.8	5,999.0	(70.1)
1920年度	3,178.1	9,328.7	6,053.6	(64.9)
1921年度	2,927.4	6,651.3	3,675.8	(55.3)
1922年度	1,488.1	3,950.6	2,442.3	(61.8)
1923年度	518.6	5,278.3	4,690.1	(88.9)

出所) Costantino Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany, 1914-1923, with a foreword by Lionel Robbins; translated by Millicent E. Sayers, G. Allen & Unwin, 1937, pp.437-438* の APPENDIX OF TABLES の第1表より作成。データの出所と正確度について次のような注記があった。「1919年度は、Jessen, Staatsfunager 1914—22 (1923年発行) p.31に依る。収入には郵便および鉄道収入を含む。1920年度は、Deutschlands Wirtschaft, Wahrung und Finanzen (1924年発行) に依る。収入は租税収入のみ。1923年度の数字はマルク減価が著しいので紙券建てから金建てに直すのが困難なため、いくぶん不正確である。1923年10月の数字はドイツ統計局発表の紙券マルク金換算率により換算した。」なお1923年度は4月から10月までの合計値である。

注) 原資料は月ごとのデータと年度合計値であったが、その各年度合計値だけを抜粋した。「歳出に占める大蔵省証券発行額の割合 (%)」は、それを基に紀国が算定したものである。「大蔵省証券発行残高」と訳された原語は、*'increase in floating debt'* である。

第5表 ドイツ中央政府(ライヒ)財政の歳入と歳出の推移(単位:10億紙券マルク)

	普通会計		特別会計		普通特別会計の 合計		超過額	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入超過	歳出超過
1913-14	3.2	3.4	0.2	0.1	3.4	3.5	-	0.1
1914-15	3.3	2.6	4.8	7.0	8.1	9.7	-	1.5
1915-16	2.7	2.8	20.5	23.9	23.2	26.7	-	3.5
1916-17	3.1	4.0	19.8	24.8	22.8	28.8	-	6.0
1917-18	9.1	8.1	26.1	45.1	35.2	53.3	-	18.0
1918-19	8.5	8.6	23.1	36.9	31.6	45.5	-	13.9
1919-20	12.8	15.1	4.2	39.8	16.9	54.9	-	38.0
1920-21	50.9	52.0	-60.9	93.3	-10.0	145.3	-	155.3
1921-22	148.5	144.6	-144.1	154.2	4.4	298.8	-	294.3
1922-23	不詳	-	-	-	-	-	-	-
1923-24	不詳	-	-	-	-	-	-	-

出所)大蔵省理財局編「独逸財政経済統計要覧」大蔵省理財局, 1927年, pp.4-5に掲載された「歳計実績」より紀国作成。この原資料は『独逸国統計年鑑』である。このデータは、日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年に所収の統計細目の第一部の第1表「Einnahmen und Ausgaben des Deutschen Reichs」(p.109)および東京商工会議所編『大戦中獨逸に於けるインフレーションの情勢』(商工調査:第48號:インフレーションに関する調査:第2卷), 東京商工会議所, 1933年, p.3の第5表「独逸財政歳計実績」と同じであった。

注)元表の単位は「1,000マルク」だったが、これを四捨五入して「10億紙券マルク」に換算した。横の点線は戦時中と戦後を区分するため紀国が引いたものである。

「1923年初頭におけるフランス、ベルギー軍によるルール地方占領は、ドイツ国の財政およびマルクの上に最後の一撃を加えた。国家はそのために重要な財源を失った。すなわち石炭税、輸出税、税関収入、鉄道収入などを失ったのである。くわえて、ドイツ政府は——戦時財政政策の誤りを再び繰り返して——消極的抵抗から生じる巨額の経費を新税の創設によってカバーすることをあえてしなかった。」²⁷⁾

さてここまで、チュローニ氏の主張を、いくつか批判的評価もまじえながら紹介してきたが、要点だけを図式化して示すと、次のようになる。

戦費や戦後の歳入不足→大蔵省証券の発行→ライヒスバンクによる大蔵省証券の割引引受け→ライヒスバンク銀行券(マルク紙券)の発行増加→物価騰貴。

このようなチュローニ氏の主張の裏付けを、より詳しいデータで確認してお

くことにしよう。まずは、第6表「大蔵省証券（流動公債）発行残高とその推移」と第7表「大蔵省証券のライヒスバンクによる割引残高と発行残高に占める割合」をみていただきたい。

大蔵省証券は、開戦時の1914年7月に初めて3億マルクが発行され、全額がライヒスバンクに引受けされた。戦争が終わるとそれは32倍の533億マルクに増大していた。ところが戦後には53倍、92倍、142倍と膨れ上がっていき、とうとう、1922年には524倍の8,391億マルクにもなった。23年の数値となると1,915,804,654,221億マルクの巨額なものとなった。嘘ではないかと疑いたくなる数字である。しかし実際のことであった。

第6表 大蔵省証券（流動公債）発行残高とその推移（各月末、単位：10億紙券マルク）

	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
11月	1.6	4.1	9.9	24.8	51.2	85.2	147.6	226.7	839.1	191,580,465,422.1
11月数値=1の指数値	1	3	6	16	32	53	92	142	524	119,737,790,889

出所) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社、1946年所収の統計細目の第一部の第3表「Schatzanweisungen und Stand der Reichsbank」(pp.110~114)より紀国作成。この巻末の参考文献にドイツ当局の信頼できる統計書の記載はあるが、残念なことに本データの出所先は明示されていない。

注) 元表の単位は「100万マルク」だったが、これを四捨五入して「10億紙券マルク」に換算した。11月数値にしたのは、1923年11月に大蔵省証券のライヒスバンク引受けが停止されたからである。本データは、Costantino Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany, 1914-1923*, G. Allen & Unwin, 1937, p.439の APPENDIX OF TABLES の第2表と同じであった。ただしこの表題は、「ライヒスバンクによる大蔵省証券割引額『Treasury Bills Discounted by the Reichsbank』」となっていた。だがこれは誤植であり、「大蔵省証券発行残高」が正しい。上記の日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』所収の統計細目の第一部の第3表「Schatzanweisungen und Stand der Reichsbank」(pp.110~114)によると、大蔵省証券「Schatzanweisungen」の合計額「Summe」は、公開販売額「im Freien Verker」とライヒスバンクの割引額「diskontiert bei der Reichsbank」の合計値である。だからチュローニ氏のこのデータは「大蔵省証券発行残高」のことであって、ライヒスバンク割引額はそれから公開販売額を差し引いたものとなる。他のデータと照らし合わせてみても、これは明らかに大蔵省証券発行残高のものであった。調べてみると大蔵省理財局『独逸財政経済統計要覧』1927年の pp.14-15の「流動公債現在高」でもそのように取扱われており、原典は、『政府刊行 Germany's Economy, Currency and Finance (1924)』とあった。おそらくこの英語統計文献が誤植であり、チュローニ氏もそれに気づかなかつたのではないと思われる。なお縦の二重線は戦時中と戦後とを区分するため紀国が引いたものである。

第7表 大蔵省証券のライヒスバンクによる割引残高と発行残高に占める割合
 （各月末、単位：10億紙券マルク、かつこの数字は割引残高の発行残高に占める割合：％）

	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
11月	1.5 (93.8)	4.1 (100.0)	7.3 (73.7)	11.8 (47.6)	21.9 (42.8)	33.8 (39.7)	51.4 (34.8)	114.0 (50.3)	672.2 (80.1)	189,801,468,187.4 (99.1) *
11月数値=1の指数値	1	3	5	8	15	23	34	76	448	126,534,312,125

出所) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社、1946年所収の統計細目の第一部の第3表「Schatzanweisungen und Stand der Reichsbank」(pp.110~114)より紀国作成。この巻末の参考文献にドイツ当局の信頼できる統計書の記載はあるが、残念なことに本データの出所先は明示されていない。*1923年度はライヒスバンクによる割引が停止された15日の残高値。

注) 元表の単位は「100万マルク」だったが、これを四捨五入して「10億紙券マルク」に換算した。11月数値にしたのは、1923年11月15日に大蔵省証券のライヒスバンク引受けが停止されたからである。「大蔵省証券」の原語は、'Schatzanweisungen'、'公開販売額'は'ım Freien Verker'、'ライヒスバンクの割引額'は'diskontiert bei der Reichsbank'である。原表は、月ごとの実数値の詳細なものだったが、ここから11月の値だけを抜粋した。11月発行額に対するライヒスバンクの11月引受額の発行残高に占める割合(％)は、紀国の計算に基づく。縦の二重線は戦時中と戦後を区分するため紀国が引いたものである。

これにともない、ライヒスバンクによる引受けも、同じように累増していった。1914年7月の3億マルクの初めての全額引受けに始まり、休戦時には、発行残高の半分の219億マルクを引受け、戦後まもなくは発行残高の3割から4割の引受けであったが、1922年には8割の6,772億マルクに急増し、そして1923年には、99.1%と発行残高のほぼすべてを引受けていたのである。1923年の引受け残高の1,898,014,681,874億マルクも信じられない数字であるが、データにあるので実際であろう。

次に、第8表「マルク紙券(ライヒスバンク銀行券)の発行残高」と第9表「紙券マルク計算での卸売物価指数の推移」をみていただきたい。

大蔵省証券をライヒスバンクが引受け、これと交換にマルク紙券(ライヒスバンク銀行券)を発行するのであるが、1914年12月末に50億マルクであった発行残高は、休戦時には4.4倍の222億マルクになっていた。さらに戦後の1919年には7.1倍の357億マルク、1920年には13.8倍の688億マルクとなり、1922年には256倍の12,801億マルクにもなった。1923年時の発行残高の4,965,074,248,000億

マルクは、どうしても信じられない数値である。民間の印刷工場は昼夜かけてのフル稼働であったとか、インフレーションが収まるかどうかは印刷工の体力次第だとかが伝えられているので、本当のことであつたらう。そのうち片面だけを印刷したライヒスバンク銀行券が出回つたという。

第8表 マルク紙券(ライヒスバンク銀行券)の発行残高(各月末, 単位: 10億紙券マルク)

年次	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
12月	5.0	6.9	8.1	11.5	22.2	35.7	68.8	113.6	1,280.1	496,507,424,800.0
12月末=1の指数値	1	1	2	2	4	7	14	23	256	99,301,484,960

出所) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年所収の統計細目の第一部第4表「Geldumlauf in Millionen Mark」(pp.115-119)の「Reichsbanknote」より紀国作成。この巻末の参考文献にドイツ当局の信頼できる統計書の記載はあるが、残念なことに本データの出所先は明示されていない。

注) 元表の単位は「100万マルク」だったが、これを四捨五入して「10億紙券マルク」に換算した。このデータは、Costantino Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany, 1914-1923*, E. Sayers, G. Allen & Unwin, 1937, p.440の APPENDIX OF TABLES の第3表「ライヒスバンク銀行券の流通量」(Circulation of the Reichsbanks)と同じであった。縦の二重線は戦時中と戦後を区分するため紀国が引いたものである

第9表 紙券マルク計算での卸売物価指数の推移(各月平均値:1913=1)

年次	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
12月	1.25	1.49	1.51	2.03	2.45	8.03	14.40	34.87	1,474.79	1,262,000,000,000
12月末=1の指数値	1	1	1	2	2	6	12	28	1,180	1,009,600,000,000

出所) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年所収の統計細目の第一部第6表「Grosshandelsindexziffer」(pp.120-122)より紀国作成。この指数値は1913=100で算出されていたが1913=1に換算した。この巻末の参考文献にドイツ当局の信頼できる統計書の記載はあるが、残念なことに本データの出所先は明示されていない。

注) このデータは、Costantino Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany, 1914-1923*, with a foreword by Lionel Robbins ; translated by Millicent E. Sayers, G. Allen & Unwin, 1937, p.458の APPENDIX OF TABLES の第5表の(a)と同じであった。1923年11月と12月の数値については、日銀データに数値がなかったので、これについてはチュローニ氏に依拠した。縦の二重線は戦時中と戦後を区分するため紀国が引いたものである。

第8表と第9表の二つのデータを比較すれば、すぐわかることであるが、それらのデータにおける増大率を比較してみると、両者は比例の関係で変動していない。つまり紙券マルクの発行残高と物価騰貴は比例関係になっていないのである。チュローニ氏は、紙券マルクの発行量が増大して、その数量増加から物価騰貴を招いたと主張しているが、この点については疑わしい。これが数量増加減価論にもとづく貨幣数量説の誤りなのであるが、この点については、のちほど検討してみることにする。

次に、チュローニ氏のいう信用インフレーションについて、その発生過程についての彼の説明をみてみよう。

1922年夏になると、大量の銀行券が出回っているのに貨幣不足が深刻になり、ライヒスバンクは融資の必要性を痛感し、直接に商工業に融資するようになった。商業手形に対してはマルクの下落率よりも低く、一般民間銀行よりも低い割引率で割引に応じた。この結果、ライヒスバンクの保有する商業手形は急拡大し、1923年2月には、大蔵省証券23,010億マルクに対して、その6割にあたる13,450億マルクを保有するようになり、当座預金勘定も増大したのである。これについてもチュローニ氏は詳しい表はあげていないので、他のデータで補足しておこう。

第10表「ドイツ当局の集計した貨幣発行残高と貨幣分類」はこの状況を表したものである。ドイツ政府が貨幣と定義する貨幣発行残高を、「素材」「発行元」「貨幣名称」などで紀国が分類したものである。これでも民間銀行がライヒスバンクに保有する当座預金の全体に占める割合が、それまで20%程度の割合だったのが、1922年から23年にかけて、50%に急膨張していることを確認できる。

チュローニ氏は、このようなライヒスバンクの信用政策が、マルク下落を引き起こしたのだとして、次のように批判を強めている。

「ライヒスバンク当局は、割引歩合の引上げがインフレーションを抑圧し、物価の騰貴を抑制するとは考えなかった。反対に、割引歩合の引上げは生産原価の高騰をきたし、ひいては物価を騰貴せしめると考え、むしろある種の信用割当制を行った、適当な会社のみにも便益を与える方が好ましいと考えた。しか

しこの方法はマルクの減価から損失をこうむった人々の犠牲において、ライヒスバンクから巨額の信用を与えられた特権階級に利益を与えたのであった。ライヒスバンクから融資を受けた人々は、これを以て商品および外国為替を購入し得た。すなわちマルクに対する投機はライヒスバンクの与えた信用によって行われたのである。ライヒスバンクの信用政策は政府インフレーションをことさらに重大化し、マルク下落を促進したに過ぎなかった。1922年夏以後、マルクは未曾有の急激さをもって暴落した。」²⁸⁾

なおさらに詳しいデータは、本論文末尾の付表に掲げておくことにする。ご関心のある方は、ご参照いただきたい。

第10表 ドイツ当局の集計した貨幣発行残高と貨幣分類

(単位：100万紙券マルク、カッコ内の数値は全体に占める割合%)

素材分類	紙券貨幣			預金貨幣		金属貨幣	合計
	政府系金融機関 出資証券	民間銀行信用 貨幣	ライヒスバンク信用貨幣	ライヒスバンク信用貨幣		政府造幣局	
貨幣名称 分類	貸付金 庫証券	帝国金 庫証券	民間銀行発券 銀行券	ライヒスバンク 銀行券	ライヒスバンク 即日払債務	鑄貨 (金・銀貨など)	
1918年末	10,109 (21.8)	356 (0.8)	283 (0.6)	22,187 (47.8)	13,280 (28.6)	169 (0.4)	46,386
1919年末	13,781 (20.5)	328 (0.5)	257 (0.4)	35,698 (53.1)	17,071 (25.4)	108 (0.2)	67,243
1920年末	12,033 (11.6)	316 (0.3)	233 (0.2)	68,805 (66.2)	22,327 (21.5)	241 (0.2)	103,955
1921年末	8,324 (5.1)	198 (0.1)	334 (0.2)	113,639 (69.8)	39,905 (24.5)	466 (0.3)	162,867
1922年末	13,450 (0.7)	213 (0.0)	1,469 (0.1)	1,280,094 (70.1)	530,526 (29.1)	— —	1,825,754
1923年12月末	—	—	77,921.0 80,000 (0.01)	496,507.42 4,800,000 (47.5)	548,024,197.0 05,384 (52.5)	95,190 (0.00000001)	1,044,609,542.90 5,384

出所) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社、1946年所収の統計細目の第一部第4表「Geldumlauf in Millionen Mark」(pp.115~119)のデータを基にして紀国算定。この巻末の参考文献にドイツ当局の信頼できる統計書の記載はあるが、残念なことに本データの出所先は明示されていない。

注) 貨幣を「素材」「発行元」「貨幣名称」に分類したのは紀国の作成による。

以上、チュローニ氏がハイパー・インフレーションの基本要因と考えるところの、第9図で表した要因①「マルク紙券発行量の絶え間なき増加：財政金融政策がひきおこしたもの」について、チュローニ氏の説明を詳しく紹介しながら検討してきた。

この要因①である財政金融政策は、マルク為替の下落（ドル為替の騰貴）と物価騰貴つまり対外的マルク減価（マルク安）と対内的マルク減価（物価騰貴）という作用をおよぼしたが、そのことによって財政機能も損傷を受けるという反作用をこうむった、とチュローニ氏は述べている。これが図で表した要因②である。

国際収支説は、マルク減価は歳入だけに影響を及ぼして財政危機の要因となったというが、それは違うと彼は批判する。マルク減価は国家の歳入と歳出の双方に次のような反作用を及ぼしたと、チュローニ氏は詳細に分析している。確かに物価がどんどん騰貴していけば、歳入、歳出ともに大きな影響をこうむるであろう。長くなるのでその内容を要約するだけにしてみる。²⁹⁾

国庫歳入に及ぼした影響には、予算見積もりをつくってもすぐに実行不可能になって歳出予算の計上を困難にしたこと、所得税の税額査定が困難になったこと、財産の名目価値が上昇してしまい担税能力は変わらないのに自動的に増税になったこと、市民が貯蓄を外国貨幣、手形、証券に投資して課税逃れをしたこと、税制改正が次から次へと必要になって租税法が錯綜し、徴税事務が渋滞し、脱税も容易になったこと、などである。

国庫歳出に及ぼした影響には、卸売り物価の騰貴とともに、工場の改造や拡張に必要な石炭、原料の購入あるいは車両の購入に費やされた鉄道経費などの経費が上昇したこと、俸給、賃金、年金などに関する経費は生計費の上昇とともに増大したこと、ただし公債の利払いは不感応でありこれによる国家財政の負担軽減は大きかったこと、などである。

1922年会計年度になると、金マルク計算での実質歳入は急速に減少し、他方で卸売物価の上昇による歳出増加は急速になり、かくて歳出入の均衡は破れ、国家財政の悲惨な状況は激化した、とチュローニ氏はまとめている。しかしこの評価も偏っており、前掲の第5表「ドイツ中央政府（ライヒ）財政の歳入と

歳出の推移」で示したとおり、歳出超過は戦前もそうだが戦後直後から増大するばかりだったのである。

さて、ここまでのところでのチュローニ氏の証明は、いくつか疑問点があるとしても、なんとか理解できるのであるが、問題は、第9図において要因③として示した作用についてである。これがどうにも不可解なのである。要因③を点線で表示したのも、これゆえである。

チュローニ氏のこれまでの論理展開からすれば、マルク為替の下落（ドル為替の騰貴）というマルク安は、財政金融の悪化を基本要因として発生するとともに（要因①）、財政金融状況をさらに悪化させるという反作用をとめないながら（要因②）、ハイパー・インフレーションの基本要因となっていくというものであった。ところが彼は、このマルク為替の下落（ドル為替の騰貴）の要因を、財政金融政策以外の要因でも説明しているのである。そうだとすればこれ以外の要因も、ハイパー・インフレーションの重要要因となり得るのである。チュローニ氏は説明矛盾におちいつている。

チュローニ氏は、1919年7月に至ってドル為替が突然急騰した（マルクが急落した）ことを、次のように述べている。これはチュローニ氏の区分した時期の第3期にあたるので、本論文の第3図をみていただければわかるとおり、ドル為替は15倍にも急騰したのである。

「1919年7月に始まる次の時期は、多くの方面からみて、貨幣現象の研究に興味ある時期であった。すでに、数ヶ月前から他の諸カーブから離れ始めていたドル為替カーブは、1919年7月に至って突然急騰した。…（中略：紀国）…このような急激な紙券マルク価値の低落はまったく未曾有の事であった。」³⁰⁾

そしてその原因について、次のように述べている。

「このようなマルク急落の原因は何であろうか。財政統計をみると、国家経費には突然増加があった様子もない。大蔵省証券発行残高のカーブは従来とほとんど同程度の上昇を示しているに過ぎない。また当時外国人に巨額の支払いをしなければならぬというような事情も全然なかった。」³¹⁾

財政金融にはデータとして確認できる実体的な原因は見当たらないし、国際収支要因にもそれはない。しかし現実にはそれは発生した。なぜだろうとチュ

ローニ氏は問題提起して、次のようにそれを解明する。

「人々はベルサイユ条約の署名と為替カーブ急騰とが同時に起こったことから、この二つの事実の間に何か関係があったのではないかと考えがちであるが、ドイツがベルサイユ条約によって財政上の義務を負わされても、その影響が顕著に現れたのはかなり後日になってからであるので、もしこの両者の間になにかの関係があったとするならば、それは心理的影響だけである。おそらく、条約の署名はドイツ人のある方面に心理的な恐慌をひきおこした。ドイツ人は自国の将来に対する危惧の念でいっぱいであった。そうしてそれは〈マルクからの逃避〉言いかえれば外国為替需要となってマルク崩壊史上に初めて現れたのである。国内における革命運動の恐怖と租税回避の欲望とがまたこの〈マルクからの逃避〉を手伝った。」³²⁾

ベルサイユ条約の署名とそれによる賠償金支払いが、ドイツ人に心理的な恐慌(自国の将来に対する危惧の念の増大)をきたしたのである。そしてそれが「マルクの売り投機」という作用を現実には発生させたのであった。チュローニ氏はそれを事実として認めざるを得なかった。

ただし、財政金融や国際収支面における実体的な原因があったのではなく、あくまで単なる「心理的影響」、つまり気分的なものだったと消極的に解釈しようとしたのである。

このち1920年になると、一転してドル為替は低落しマルクは安定するようになった。第4期である。しかし1921年5月に賠償委員会が賠償金総額を1,320億金マルクと決め、受諾しないとルールを占領すると脅してドイツに最後通告して以降、つまり第5期になると、マルクはまた低落し始め、これ以降ひどいマルク安の奈落に落ち込んでいった。チュローニ氏はこの状況を、次のように述べている。

「しかしながら、1921年9月の事件によって根底から揺るがされたマルクの信認は、再び回復されなかった。それどころか、1922年6月以降はさらに新しい悲観の波が全ドイツを襲った。ドイツ人の間にマルクに対する投機が再び起こり、その結果マルク為替はまたもや急落した。マルクの減価によって利益を得る人々の数はますます増大した。大産業会社や大商社ばかりでなく、多くの投

資家階級までもが外国手形や外国貨幣を退職した。大産業会社の社長から内気なタイピストに至るまで——あらゆる人の脳裏はドル為替のことでいっぱいであった。内気な市民たちさえ日々発表されるドル為替相場をもどかしそうに待っていて、もしそれが騰貴すれば大喜びに喜び、反対に下落すれば（すなわちマルクが改善されると）悲観するという状態であった。繁盛するキャバレーの支配人はお客に向かって、『今晚はお客様方のご機嫌がよろしいですね、ああドルが上がったのでしょうか』、あるいはまた『今晚はみなさまお沈みですね、マルクが上がったのでしょうか』と話しかけるのであった。」³³⁾

ところが奇妙なことに、この「マルクの信認を根底から揺るがした」とチュローニ氏のいう「1921年9月の事件」とは何なのか、これを著書のあちこちを調べても、彼はそれにまったく言及していないのである。さらに、「これに続き新しい悲観の波が全ドイツを襲った」とチュローニ氏が述べた起点となる「1922年6月」についても、著書のあちこちを調べても、彼は具体的に示していない。なんとも不可解で不思議なことなのである。

実際に1921年にマルク安を引き起こした事件は、8月26日に、共和国の指導者で副首相・蔵相のエルトツベルガー氏が極右のテロで暗殺されたこと、さらに10月20日に、国際連盟がオーバーシュレジエン地方をドイツとポーランドに分割すると決定したことである。いずれも9月ではないが、実際にはこのいずれかしかあり得ない。

1922年6月以降にひどいマルク安をひき起こすきっかけとなった事件は、外国からの信頼の厚かった外相・復興大臣のラーテナウが、6月に極右のテロで暗殺されたことである。これ以外には何も起こっていない。

ベルサイユ条約に基づく賠償金支払いを実直に履行しようとしていた二人の政治家の暗殺によって、賠償金支払いの行方が混沌としてきたことは事実である。またこのような賠償金支払いに関わる事件が、マルク安に大きく影響したことも事実である。

チュローニ氏は、これらの事件によってマルクの信認が根底から揺るがされ、とうとう回復しなかったことを、事実として認めざるを得なかった。

しかしどういう事件だったのかを、明示しなかった。いや明示したくなかつ

たという方が正確だろう。前述したように、賠償金支払い問題は心理的な影響しか及ぼしていないといったことと同様、マルク安に賠償金支払い問題が大きくかかわっていたことを、あからさまに認めたくなかったのである。

なぜなら、それを認めることは、彼の一貫した説明とは矛盾することになるし、それはまた、ヘルフェリッヒ氏などのドイツ政府の国際収支説に加担することになるからである。

ハイパー・インフレーションの発生要因を財政金融政策の誤りで一貫して説明しようとしてきた彼が、ここで説明矛盾におちいていたのである。そして、事実として認めざるをえないが、あからさまには認めたくないという自己矛盾にも波及していた。要因③の作用を点線で表示せざるを得なかった理由も、納得していただけたと思う。

このような矛盾が生まれる訳をずばりと指摘したのが、日銀調査局に在籍していた吉野俊彦氏による調査報告書「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」（1944年10月調査委嘱）であった。ここで吉野俊彦氏は、次のように述べている。

「思うにこのごとく明白に重要な意義を有する賠償問題を、チェローニが過小評価することは、…（中略：紀国）…彼がベルサイユ条約に基づく公職を歴任しドイツより賠償金を取立てる役割を演じており、従って賠償問題がドイツインフレーションの直接の契機たりとの見解に同意する事は政治的に不快であったがゆえではなかろうかと推測せられるのである。」³⁴⁾

確かに、吉野俊彦氏のいうように、チェローニ氏は賠償金支払いによる悪影響を認めることが「政治的に不快だった」のだろうと推察できる。それが、心理的影響だといったり、事件を明示しなかったことの原因だったかもしれない。なお吉野俊彦氏によるドイツ・インフレーションの発生要因の研究については、のちほど詳しく紹介して検討する。

賠償金支払い問題をハイパー・インフレーションの要因の一つとして認めることに消極的だったチェローニ氏だが、マルク安をひきおこしたマルクの売り投機については、彼は著者の各所で厳しい批判を展開している。

チェローニ氏は、先の引用文において、市民全体にひどいマルクの売り投機

が発生していたことを、キャバレーの支配人にいわせていた。自国貨幣のマルクが改善してマルク高が発生すればドイツ人にとっては本来喜ばしいことであるが、それは手持ちのドルが安くなったことであるので（ドル安差損）、市民は喜ばなかったというのである。まるでマルク安を引き起こしたのは賠償金ではなく、ドイツ市民自身だったとその責任を転嫁しているかのように、わたしには聞こえる。

ハイパー・インフレーションの発生要因についてのチュローニ氏の証明の枠組み（総論）は、わたしの考えるところでは以上である。この枠組みを基本にして、彼は、次のような個別論点も取り上げ、三つの見解を批判している。これもわたしが分解して並べたものであり、チュローニ氏は各所で取り上げていて、このようには示していない。彼はこれらの論点についても詳しく論じているが、枚数に余裕がないのでテーマだけ紹介しておきたい。

・ベルサイユ条約による賠償金支払いが、インフレーションの原因であるという見解（カッセル）の批判と検討。

・貿易赤字（貿易上の支払超過）が、インフレーションの原因であるという見解の批判と検討。

・為替相場が物価水準を決定するという見解（アフタリヨン）の批判と検討。これは、第3章「マルクの対内価値と対外価値の乖離」において、マルク為替の下落と国内物価の相互関係について検討したものである。

チュローニ氏の見解と貨幣数量説（数量増加減価論）

チュローニ氏は、著書のまとめである第11章の「結論‘Conclusion’」を、次のような文章で始めていた。

「ドイツのインフレーションの経験には、多種多様な解釈が下されている。ある者はここに貨幣数量説の論拠を見いだそうとし、また他の者は貨幣数量説の具体的誤謬を発見しようとする。貨幣数量説に反対する立場からは、物価の変動は貨幣数量増減の結果ではないと主張される。物価は貨幣数量以外の要因、すなわち外国為替の影響によって変動する。それによって生じる物価の上昇が貨幣数量の増大を引き起こすという。」³⁵⁾

ここでチュローニ氏は、自らを「貨幣数量説論者」とであると表明し、物価の変動は貨幣数量増減の結果であると述べている。そして彼のいう「貨幣数量説反対者」とは、物価は貨幣数量以外の要因、すなわち外国為替などの影響によって変動し、それによって生じた物価上昇が貨幣数量の増大を引き起こしたのだという見解のことであり、すなわち彼が批判してきたヘルフェリッヒ氏などの説のことを示している。

当時のドイツにおいては、貨幣数量説反対派が主流だったのである。これについては、ドイツ歴史学派の権威で、「貨幣国定学説」の提唱者であるG.F.クナップの影響が大きいと、チュローニ氏は指摘している。クナップは、貨幣価値は、貨幣数量ではなく、歴史過程による総体的経済構造の結果であるという。このような、貨幣の問題を、「量的」ではなく、「質的」に考察しようとする精神的態度は、戦前に大きな影響力をもっていた。貨幣、物価、為替相場の数量的関係ではなく、貨幣は社会的に考察すべきだというのが主流だったのである。確かにヘルフェリッヒ氏はクナップ氏の弟子であった。³⁶⁾

このように、ここでチュローニ氏がいうところの「貨幣数量説」とは、ドイツのように貨幣を質的に考察しようとする方法とは対照的な、貨幣を量的に考察しようとする方法論のことを指しており、かなり広い範囲のものを含んだものであった。貨幣、物価、為替相場の数量的関係を考察するものは、すべて貨幣数量説となってしまうのである。だから彼の意見によれば、彼も含め、A.マーシャルやJ.M.ケインズなどもそれに入ってしまう。

しかしマーシャルやケインズなどは、貨幣数量の増減が直接的・比例的に物価を上昇させるとの説には懐疑的であった。貨幣の蓄蔵機能すなわち貨幣の流通速度に注目していたからである。いわゆる「マーシャルのk」である。わたしは彼らの見解をわたしのいうところの貨幣数量説(数量増加減価論)に含めない。わたしが貨幣数量説と定義するのは、「貨幣数量の増加が直接的・比例的に貨幣減価(物価上昇)をひきおこす」と考える、D.ヒューム、D.リカード、A.フィッシャー、M.フリードマンなどのマネタリスト、そして「日本のミルトン・フリードマン」と浜田宏一氏が賞賛したりフレ論者の岩田規久男氏などである。³⁷⁾

貨幣信用学説史では、貨幣数量説を広く定義し、貨幣数量と物価上昇との一般的な関係に注目したものを「広義の貨幣数量説」、直接的・比例的な関係があるとするとするものを「狭義の貨幣数量説」と定義するものもあるが、これはもっとも重要な問題の本質を見誤ったものである。

なぜなら、貨幣的要因によって発生する物価上昇作用の議論については、「信用低下減価論」と「数量増加減価論」との二つを区別することが必要であり、またきわめて重要であるとわたしは考えるからである。「数量増加減価論」は、表面上の現象を追いかけただけの、誤った考え方なのである。

「数量増加減価論」とは、貨幣数量の増加という作用によって、貨幣は減価すると考える。つまり数量が多くなることによって貨幣価値は下落し、それによって物価は上昇するというのである。いわゆるわたしのいう貨幣数量説がこれに当たる。この考えは、過剰なものは安くなるという日常感覚に合うので、一般的に信じられやすい。しかし貨幣の場合には、財貨などと違って、当面必要でなければ蓄蔵され、次の出番を待つという重要な機能があるので、過剰になれば安くなる（減価する）というような作用は起こりえない。³⁸⁾

「信用低下減価論」とは、貨幣をこれからも安心して使えるであろうことに疑念が生まれ、貨幣価値がこれから下落すると予測して行動する人の作用によって、貨幣は減価すると考える。疑念を感じた財貨やサービスの売手はこの減価分を価格に上乗せして買手に提示するし、これが首尾よくできれば個別物価は貨幣減価分だけ上昇する。そして貨幣の将来の信頼度に疑念を感じさせた予測情報（信用情報：減価情報）が広まっていけばいくほど、多くの売手が貨幣の減価分を価格に上乗せすることができるようになり、物価は一般的に上昇していく。貨幣はますます表示金額どおりに受け取ってもらえなくなり、その価値は値引きされ減価していく。これがもっとも早く敏感に発生するのが、外国為替市場においてである。

外国為替市場においては、世界中の人々によって24時間、一国の貨幣の将来価値についての、利益だけに基づいた判断による遠慮会釈ない取引が瞬時に成立している。外国為替市場では減価情報はすぐに相場に反映して自国貨幣は減価し、これを支払いに用いた輸入品価格は即時に上昇し、それが国産品価格や

消費者物価に波及していくのである。

数量増加減価論に基づいた貨幣数量説を批判し、信用低下減価論を最初に理論的に確立したのが、経済学の創始者であるアダム・スミスであった。スミスは、『国富論』において、金属貨幣の場合には、(1) 貴金属の生産費低下、(2) 貨幣の貴金属分量の減少、(3) 貨幣名の貴金属分量の減少によって減価し、紙券貨幣の場合には、(1) 即時の支払いの困難性と不確実性、(2) 支払いまでの期間と不確実性、(3) 紙券貨幣を発行・管理する組織の不信頼性によって貨幣は減価することを、実際の観察から理論化していたのであった。³⁹⁾

また、信用低下減価論が現実の状況においても正しいことを、1914年から1926年にかけてのフランスとヨーロッパ諸国の貨幣、物価、為替に関するデータを丹念に分析して実証したのが、当時フランスのバリ大学教授だった A. アフタリヨンであった。⁴⁰⁾

アフタリヨンは、実証研究の成果に基づいて、貨幣数量説と貨幣所得説の誤りを指摘し、貨幣心理説を提起した。ここでは貨幣数量説の二つの式として、フィッシャーの交換方程式とケインズの貨幣方程式とが検証と批判の対象になっている。アフタリヨンによれば、貨幣の流通速度を一定と考えるフィッシャーもそれが変動すると考えるケインズも、いずれも現実には妥当していないという。なぜなら貨幣数量の増加が物価を上昇させたという事実も、貨幣の流通速度の上昇が物価を上昇させたという事実も確認できないので、これらは誤っているという。実際には、個々人の貨幣価値の将来予測によって物価が上昇し、とりわけそれは為替の変動(貨幣の対外価値の低下)において発生し、それが他の物価上昇にも波及していき、この物価上昇が起きることによって、貨幣の流通速度が高まったり、貨幣数量の増加が発生したりしていたのである。これはとりわけ第1次世界大戦後のドイツに目立って起きたことであるという。

アフタリヨンの貨幣心理説とは、物価は、「貨幣の将来価値に関する個々人の予測」によって決定されると説くものである。彼は、このような作用はまず最初に外国為替市場において現れると述べているが、物価を決めるのはもっぱら外国為替相場であるとはいっていない。アフタリヨンをこのように評価することは、明らかに誤っている。

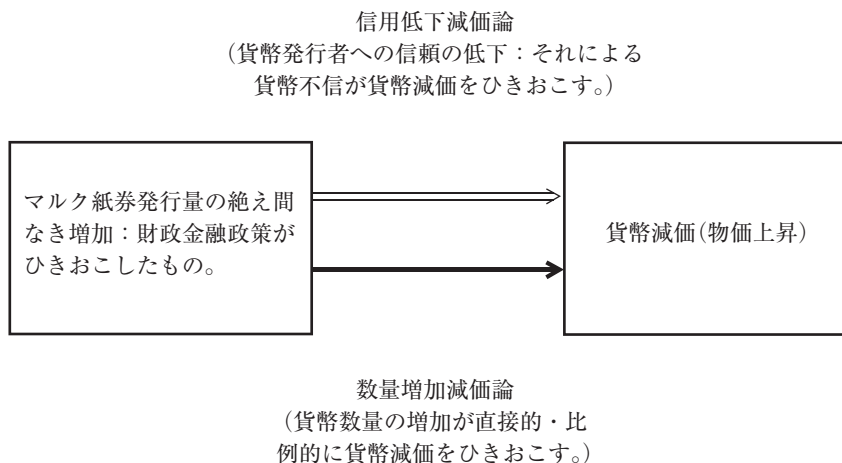
自らを貨幣数量説論者であるというチュローニ氏であるが、彼の見解には、わたしがいうところの「信用低下減価論」と「数量増加減価論」の二つが混在している。

このことを図で表したものが、第10図「チュローニ氏の見解のなかにある貨幣減価作用についての二面性」である。

彼は、第11章「結論‘Conclusion’」において、貨幣に対する信頼の重要性について、次のように述べていた。ここでは、「信用低下減価論」を表明していたのである。

「信頼という要素は確かに、貨幣価値の変動を研究するさいには、ぜひ考慮すべき重要な要素である。筆者は本書でいくどもマルク下落に関する心理的諸原因を指摘してきた。最近の貨幣史は、多くの場合、政府の断固たる宣言あるいは方策によって貨幣の信頼が再び確立され、それ以上の下落を引き起こさなかったことを示している。」⁴¹⁾

第10図 チュローニ氏の見解のなかにある貨幣減価作用についての二面性



出所) 筆者作成。

注) 図中における二重線の矢印は信用低下減価論の考え方を表し、実線の矢印は数量増加減価論の考え方を示している。

そして、次のように続けている。

「しかながら、われわれは次のことを知らなければならない。すなわち、このような宣言や行為にもとづく貨幣価値の信頼は—たとえ貨幣に対する直接的な投機をなくすことはできても—貨幣発行残高が嚴重に制限されているということが一般民衆によってハッキリ認識されない限り、とうていその信頼を維持することもできなければあるいは強めることもできない。もし貨幣増発が続くならば、信頼はたちまちのうちに失われてしまう、ということである。インフレーションの初期において、民衆がなお貨幣減価の真相を理解できず、物価の騰貴を他の原因に帰していたときには、紙券発行量の増加にもかかわらず、減価貨幣への信頼はしばらくの間維持されていた。しかしインフレーションの最終段階においては、発行量が増加するごとに信頼の念はますます弱くなっていった。」⁴²⁾

このように、マルク紙券発行量が実際に増加しても、それを重要な減価情報(貨幣減価を予測させる信用情報)だと大衆が考えていない場合には、紙券貨幣は減価しなかったというのである。しかしそれを重要な減価情報だと受けとめるようになると、発行数量の増加に強く反応するようになり、増加のたびに紙券貨幣は減価していったと、チュローニ氏は述べているのである。

ただし他方で、チュローニ氏の見解のなかには、明らかな貨幣数量説(数量増加減価論)であるものも混在している。たとえば次の文章である。彼のわかりにくさの一つは、これゆえかもしれない。

「1931年7月の銀行恐慌勃発前に出版された本書の第一版において、筆者は次のように書いた。〈ドイツ貨幣制度は対外借款によって保たれていたので、脆弱であることは否めなかったが、ライヒスバンクがマルク価値の統制力を失ったと結論するのは誤りである。実際マルクの価値は金属準備に依存するものではなくマルクの流通量に依存するものである。ライヒスバンクは紙幣発行量を制限することによって、貨幣の新しい減価を抑えることができた〉。その後の事件はこの見方の正しかったことを証明している。」⁴³⁾

戦後まもなくの日本で、チュローニ氏の著書のわかりやすい解説本を出版した大内兵衛氏は、チュローニ氏を次のように「特殊貨幣数量説」論者とよんで

いる。

「ブレッシャーニ教授は、特殊な意味での貨幣数量説を支持し（すなわち不換紙幣制度の下においては、貨幣の価値はその数量の増加に応じて減少するという説を正当なりとし）、次のごとく語っている。」⁴⁴⁾

このような評価は、チュローニ氏の見解のなかにある「数量増加減価論」の側面に注目したものである。

ただし、大内兵衛氏自身は、わたしのいうところの貨幣数量説論者（数量増加減価論）ではない。次のようにインフレーションを、「信用低下減価論」で説明しているのである。

「銀行券は一面たしかに支払いの用具として法定の貨幣たるごとくであるけれども、他面において本来の貨幣たる金貨や銀貨とはどこかに相違する点があるからである。そしてその相違の要点は金貨は実物貨幣であることであり、銀行券は信用貨幣であることである。即ち、後者においてはその発行者たる銀行が一定の価値物を支払うという約束をし、それを実行する信用があることがその流通券の本体である。そして紙券それ自身は価値物ではないのである。…（中略：紀国）…即ち、銀行券数量の膨張が信用の基礎よりも大きくなれば、その約束した価値物の支払がそれだけ困難となるわけであり、またその支払が困難となればそれだけ流通証券の信用が減少するわけである。かくして現代におけるインフレーションの問題はむしろ通貨の問題たることを失わないが、それは単なる貨幣問題ではない。それは信用、銀行、金融の全面の問題である。」⁴⁵⁾

大内兵衛氏はチュローニ氏の著書の解説本を、『インフレーションの経済学：マルクの下落に関する研究』と題して、1946年に出版している。そこにおいて、「原書は第1次世界大戦後のドイツのあのインフレーションに関する資料を丹念に分析してその内にインフレーションの一般理論を説いたものであって、この種の著書として恐らくは世界で一番まとまったそして一番よく出来ている本であろう」と評価している。そして「日本のインフレーションが第1次世界大戦後のドイツのそれよりも悪性であると、私は信じている。同時に日本のインフレーションの経済学はこのイタリーの学者の研究の研究を無用とするほどに進歩していると、私は考えない」と述べ、当時の日本に迫っていたハイパー・

インフレーションを防止するため、チュローニ氏の著書の学習をすすめたのである。⁴⁶⁾

しかし、その警告もむなしく、その後の日本においてもハイパー・インフレーションが発生してしまった。

チュローニ氏を批判しつつ基本は継承した吉野俊彦氏の見解

大平洋戦争の敗戦が濃厚になったころ、政府の調査研究動員本部は日本銀行に対して、第1次世界大戦後のドイツのインフレーションについての調査を委託した。1944年10月の調査委託に応えた研究成果が「第1次世界大戦後に於ける独逸のインフレーション」(吉野俊彦氏執筆)であり、1945年6月の調査委託に応えた研究成果が「第1次世界大戦後に於ける独逸の財政金融政策」(吉野俊彦氏、赤松正章氏、呉文二氏執筆)である。当時の政府は、戦争終了時にハイパー・インフレーションが発生するかもしれないと予測し、ドイツでの経験を参考にして、その防止策を事前に検討しておこうと考えたようである。

これらの調査研究は、敗戦後の1945年12月に、「社会一般に頒布することが本行の業務である」との日本銀行総裁の新木栄吉氏、日本銀行調査局長の山本米治氏の命により、1冊の学術書としてまとめられ、世に送りだされた。このようにして日の目を見た研究成果は、チュローニ氏の研究成果を乗り越えるほどの、優れた貴重なものとなった。吉野俊彦氏は、戦後に大活躍された金融論の権威であり、この時点ですでに優れた研究者としての頭角をみせておられたのである。

吉野俊彦氏はチュローニ氏の著書については、「その原因発展過程ならびに経済的社会的影響などドイツインフレーションの全般にわたり総合的考察を加うる所は誠に群書を圧倒する観があり」と高く評価している。他方で、チュローニ氏を批判して、次のように二つの欠点を指摘している。

「これを批判的にみる時はドイツインフレーション爆発の直接の契機たる賠償金支払問題を過小評価せる点、ならびにインフレーション防止対策の記述が原因経過影響の記述に比し著しく簡単なる点において不満足なるものを感じしめる。おもうに第一の欠点は著者が賠償委員会のベルリン駐在員などベルサイ

ユ条約に基づく公職を歴任しドイツより賠償金を取立てる役割を有したという事実によるものであり、また第二の欠点は本書がインフレーション防止という実践的見地からでなくむしろ冷静にインフレーションを分析するという理論的興味から書かれたからであろうと考えられる。」⁴⁷⁾

これに基づき研究の方法と方向性を次のように提起している。

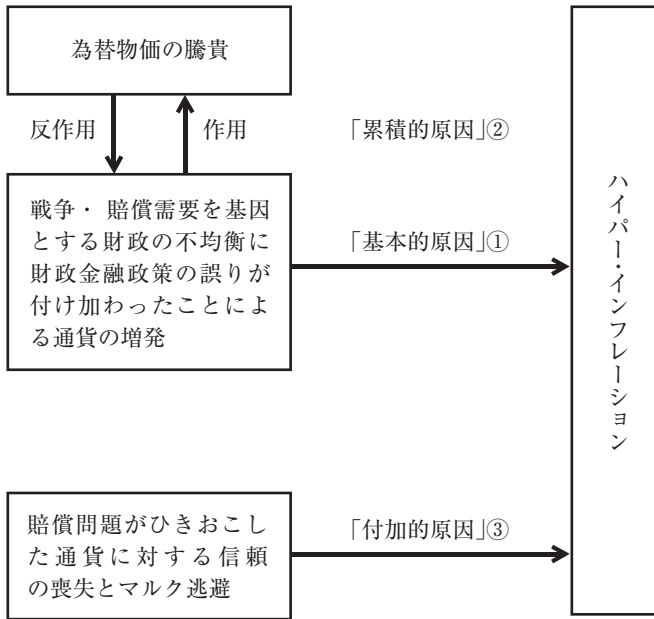
「したがってインフレーション爆発の危機に直面しこれが防止のため懸命の努力を尽くすべき現在のわが国においてドイツインフレーションの研究をなすとするれば、主としてチュローニの理論的分析に準拠しつつもなおこれに内包する若干の欠陥を補充すると同時に、当面のインフレーション防止諸施策の参考に供するという意味において原因発展過程社会的影響等々の部分は防止対策を理解するに必要な限りにおいてのみ簡単に触るるに止め主として防止対策を中心に叙述の筆を進める事が肝要であろう。」⁴⁸⁾

チュローニ氏のわかりにくさと比べて、吉野俊彦氏の見解は簡潔・明瞭であり、きわめてわかりやすい。氏の説明をその言葉のままに図解してみれば、次のようになる。第11図「ハイパー・インフレーションの発生要因についての吉野俊彦氏の見解」を参照していただきたい。なお用語は氏の説明どおりであるが、番号と図解は紀国の理解に基づいたものであり、吉野俊彦氏はこのような図は示していない。

わたしの作成したチュローニ氏についての図解における要因①、要因②、要因③は、吉野俊彦氏の「基本的原因」①、「累積的原因」②、「付加的原因」③のそれぞれに対応している。吉野俊彦氏は、賠償金問題を過小評価しているとしてチュローニ氏を批判したが、その基本構図は継承したことが図解でも明らかである。さらに詳しく氏の説明をみていこう。

吉野俊彦氏が「基本的原因」①として述べていることは、「戦争・賠償需要を基因とする財政の不均衡に財政金融政策の誤りが付け加わったことによる通貨の増発」である。

第11図 ハイパー・インフレーションの発生要因についての吉野俊彦氏の見解



出所) 筆者作成。

注) 図中における実線の矢印は、作用が働く方向を表している。基本的原因①は吉野俊彦氏が基本要因と考えていることを示し、累積的原因②は、基本的原因①が別のことに働いて作用と反作用をひきおこし、さらに増幅して右方向のはたらきを強めていることを表している。付加的原因③は、それ自体が独自に働いていることを示している。

彼は、次のように述べて、ヘルフェリッヒ氏の見解、そしてこれに加えてアフタリヨンの見解を詳しく引用紹介している。

「ドイツインフレーションの基本的原因を何に求むべきかの問題については衆知のごとく従来激烈な論争が展開されてきたのであり、ある者は財政の膨脹を基因とする通貨の増発を挙げ、またある者は賠償金支払いを基因とする為替の騰貴を挙げ通貨の増発は為替騰貴の結果に過ぎざるものとする。前者の代表は云うまでもなくチュローニであり、後者の代表はヘルフェリッヒないしアフタリヨンと認められるが、この問題はドイツインフレーション防止対策の理解

の上に決定的重要性を持つものと認められるがゆえに少しく代表的な諸家の見解の概要を述べこれを検討してみたい。」⁴⁹⁾

これらの検討のあと、吉野俊彦氏は次のように、ヘルフェリッヒ氏とアフタリヨン氏の見解を批判する。

「通貨の増発が為替騰貴の原因に非ずして結果なりとの説は確かに首肯(しゅこう、賛成すること：紀国)し得る。しかしながらこれが主張者たるヘルフェリッヒにせよアフタリヨンにせよ、ドイツインフレーション分析の力点を大戦終了後とくに1921年5月以後に集中し大戦中における戦時経済の進展と大戦後におけるインフレーションの爆発過程とを一体として総合的に把握する事を怠っているという点に共通の欠点を包含しているごとくに思はれる。もちろんドイツインフレーションの顕現爆発は大戦終了後さらに厳密に言えば1921年5月のロンドン最後通告以後であるが、そのゆえにこれが先駆として戦後に爆発すべきインフレーションを潜在的に準備したと認められる戦時中における通貨の増発を無視する事は根本的誤謬と言わざるを得ない。加えて、戦後におけるインフレーション爆発の過程においても為替は必ずしも常に通貨の決定者ではなく、依然として為替に関係なく財政上の不均衡に基づき通貨が増発されたという事実をも無視する事を得ない。」⁵⁰⁾

そして、次のように述べて、チュローニ氏の見解を支持している。

「要するにドイツインフレーションの基本的原因をヘルフェリッヒないしアフタリヨンのごとく為替ないしは物価の騰貴に求める事は根本的に誤謬であり、財政の不均衡を主軸とする通貨の増発こそドイツインフレーションの基本的原因なりとなす所のチュローニの見解に左袒(さたん、味方すること：紀国)すべきものと考える。」⁵¹⁾

しかし他方で、吉野俊彦氏は、次のように、チュローニ氏をも厳しく批判しているのである。

「彼はドイツ政府が賠償金支払いのため通貨増発の必要に迫られたとなるドイツ側の見解を排撃し、一般的な赤字財政が通貨増発の原因なりとなすのであるが、彼がなにもゆえに賠償金支払いと財政赤字をしかく根本的に対立する概念として定立するかは甚だ不可解であり、むしろ賠償金支払並びに賠償金問題紛

糾に基づく不生産的支出例えばルール占領の際における消極的抵抗の費用など賠償問題に関連して発生せる費用を主軸として財政の赤字が生じ、これがさらに通貨増発の素因となりたる事を素直に認むべきであろう。…(中略:紀国)
…多くの場合賠償問題は結局財政の赤字を通じてドイツインフレーションを惹起(じゃっき、ひきおこすこと:紀国)せしめたのである。」⁵²⁾

このようにチュローニ氏を批判するのは、賠償問題をハイパー・インフレーションの重要要因として重視しているからである。

「思うにもし賠償問題無かりせば戦後のドイツ経済は帝政の崩壊新共和国建設の過程における政治的混乱により生産の減退を免れざりしにせよ、すでに戦争需要は消滅せるがゆえに戦時中に濫発せられたる通貨の回収が図らるべく、従ってたとえインフレーションは勃発したりとするもそれは高々フランスのその程度を出でなかつたであろう。しかるにベルサイユ条約に基づく巨額の賠償義務はドイツの戦後経済を根底より震駭(しんがい、恐れ驚いてふるえあがること:紀国)し経済史上未曾有のインフレーションを爆發せしめたのであった。」⁵³⁾

このようにして、吉野俊彦氏は、ハイパー・インフレーションの「基本的原因」①を、単なる財政赤字ではなく、これに賠償金支払いが加わったものにとらえ、「戦争・賠償需要を基因とする財政の不均衡」と定義したのである。この吉野俊彦氏の指摘は、きわめて重要な見解であるとわたしは考える。

吉野俊彦氏は、以上に述べたことに関する多くの重要データを巻末にあげてあるが、その主要なものについては、すでにチュローニ氏のデータを補足するさいに紹介した。

以上が、吉野俊彦氏が「基本的原因」①と位置づけたことの内容紹介である。

二つめの「累積的原因」②とは、「通貨の増発」が為替物価の騰貴という作用をもたらすが、この為替物価の騰貴による反作用を受けて、さらに「通貨の増発」が加速されることを表している。これはチュローニ氏のいう要因②に相当していると思われる。

このことを彼は、次のように説明している。

「必ずしも通貨増発を基因とする為替物価の騰貴が逆に累積的原因として通貨増発に反作用的影響を被らせる事実までを否定せんとするものではない。い

な大戦後とくにロンドン最後通告受諾後の第三期における為替ないしは物価の通貨に対する反作用こそはドイツインフレーション後期における最も注目すべき現象であり、…（中略：紀国）…しかして為替の騰貴はこのごとく物価を通じて間接にあるいは直接に財政支出の増大または民間貸出の増大を通じて通貨の増発を来たさしめインフレーションに拍車を加へたのであって、為替の騰貴を基因とする物価の騰貴は通貨に対する強烈なる需要を惹起シライヒスバンクの銀行券のみをもってしてはとうてい応ずる事を得ず、民間の商会事業会社公共事業当局などはいずれも各種の緊急通貨（Not-geld）を発行した通貨の流通速度は著しく増大したのであった。」⁵⁴⁾

「累積的原因」とよんだのは、それが「基本的原因」ではないことを示すためである。このことを彼は、次のように述べている。

「しかしながらこの現象にとらわれ真の原因と結果とを混同する誤りに陥る事は固くいましむべきであり、要するにこの為替並びに物価の騰貴はインフレーションの累積的原因たり得ても決して基本的原因たり得ないのである。」⁵⁵⁾

三つめの「付加的原因」③とは、賠償問題が、財政の赤字という経路を通らなくても、直接に為替物価の騰貴をひきおこし、これ自体がハイパー・インフレーションの原因となったということである。彼は、次のように述べている。

「賠償問題は必ずしも常に財政の赤字という通路を經由せるものではなく時として直接為替の騰貴を惹起せしめたと認むべき節がある。…（中略：紀国）…その騰貴率に等しいだけの通貨の増発はこれに先行しておらず、むしろ率直に賠償問題の未解決紛糾それ自体が心理的にドイツ民衆の通貨に対する信認を喪失せしめ、マルクよりの逃避を惹起せしめたと解するよりほかない様に思われる。」⁵⁶⁾

以上のようにして吉野俊彦氏は、ハイパー・インフレーションの基本要因を、主因と副因の違いはあるものの、「基本的原因」①と「付加的原因」③の二つでとらえようとしたのである。チュローニ氏のいうところの要因③は点線で表示せざるを得なかったが、吉野俊彦氏の「付加的原因」③は、実線で示してその作用関係を明示することができる。だから吉野俊彦氏の図解では、実線は①と③の二つになり、基本要因は二つとなるのである。

チュローニ氏は、政治的意図から賠償問題をあえて無視し、基本要因を財政金融政策の誤りの一つだけでとらえようとして、自己矛盾(説明矛盾)におちいった。しかし吉野俊彦氏は、賠償問題を「付加的原因」③として基本要因の一つに組み入れ、二つの基本要因で説明することによって、チュローニ氏のかかえる矛盾を解消しようとしたのである。

ところがここで、吉野俊彦氏も、二つの自己矛盾(説明矛盾)におちいってしまった。

一つは、財政金融政策による通貨の増発が基本要因であるとして、賠償問題を基本要因とするヘルフェリッヒ氏の国際収支説を批判したはずであるが、付加的と限定したとしても、賠償問題を基本要因の一つに組み入れたことである。

もう一つは、先に引用紹介したように、「戦後におけるインフレーション爆発の過程においても為替は必ずしも常に通貨の決定者ではない」と述べてアフタリオン氏を批判したはずなのに、為替騰貴による通貨の不信認という心理的要因を、付加的と限定したとはいえ、基本要因に組み入れてしまったことである。

ただし、アフタリオン氏に対するこのような評価は、チュローニ氏もそのようにしていたが、一面的なものである。前述したように、彼は、貨幣減価の予測行動はまず最初に外国為替市場において現れると述べていたが、外国為替相場がもつばら物価を決めるとまでは主張していないからである。

チュローニ氏が矛盾におちいり、それを解消しようとして吉野俊彦氏も矛盾にはまってしまった、このことが教えることは、基本要因を一つに限定することはできないということである。

これまでの諸説の検討から明らかになったように、ドイツのインフレーションの発生要因について、国際的要因か国内的要因かの見解の対立、もしくは外国為替要因か財政金融要因かの見解の対立があったが、わたしは、これらはどちらが正しいかと争うような対立要因ではなく、両立要因だと考えるものである。しかもこれらは相乗要因でもある。天文学的数値水準のハイパー・インフレーションは、この両要因による相乗作用がひきおこしたもののなのである。

吉野俊彦氏の見解と貨幣数量説（数量増加減価論）

吉野俊彦氏は、財政の不均衡を主因とする「通貨の増発」こそが、インフレーションの「基本的原因」であると述べていた。では彼は、数量増加減価論の貨幣数量説を主張していたのだろうか。しかし残念なことに、彼は、通貨増発がどのような作用によって、あるいはどのような作用経路を通してインフレーションを起こすのかについて、はっきりとしたことは述べていない。

ただし吉野俊彦氏が、結果的事実としての「通貨の増発」を問題にしていたのではなく、それを生みだすに至った制度的要因に注目していたことだけは、確かである。吉野俊彦氏は、氏の論文冒頭の第一節「戦時経済の分析」のところで、次のように述べていた。

「もしドイツ戦時経済を特色づけるべきものありとすればそれは通貨増発の地盤としての戦費調達方法並びにそのコロラリー（当然の結果：紀国）としての中央銀行独立性の程度に求められるべきである。」⁵⁷⁾

吉野俊彦氏は、さらに詳しく、その原因を次のように解明している。長くなるがきわめて重要なことなので、それを紹介してみよう。

「ライヒスバンクのごとく政府手中の傀儡（かいらい、あやつり人形のこと：紀国）となり一国通貨の中央調節機関たるの機能を完全に喪失したるとき事例は稀有（けう、めったにないこと：紀国）である。しかしてこの現象はライヒスバンクの準拠法たる1875年制定のドイツ銀行法を一見すれば直ちに明瞭なるごとく、ドイツ政府のライヒスバンクに対する権限は他国に見る能はざる広汎かつ強力なるによるものであって、例えばライヒスバンクが政府監督および管理の下に立つ法人格を有するものなること（第12条）…（中略：紀国）…ライヒスバンク監督のため特に帝国宰相を議長とし管理官4名をもって構成するライヒスバンク監理会を設置すること（第25条）、ライヒスバンクの業務は総裁1名理事若干名をもって組織するライヒスバンク理事会によりて執行せらるるも、その執行は帝国宰相指揮の下になさるべきこと（第26条）、株主総会の議長は帝国宰相これに任ずること（ライヒスバンク定款第19条）などはいかなる立法例にも見る能はざる所であり、かくては例え総裁以下のライヒスバンク当局にいかなる独自の見解ありとするもとうてい政府に対し対抗する事を得ざ

りしものであったろう。」⁵⁸⁾

このように、ライヒスバンクというドイツの中央銀行は、首相(内閣)の管理・監督下にある法人であり、首相を議長とする監理会の監督を受け、その業務は首相の指揮下で行われるのである。確かにライヒスバンクは、吉野俊彦氏のいうように、「政府(内閣)手中のあやつり人形」だった。ドイツの中央銀行はまったく独立性を喪失し、貨幣の信頼を保持するという重要な任務を放棄していたのである。わたしの言葉でいうところの「財政と金融の癒着合体」が、完ぺきに形成されていたのであった。

「財政と金融の癒着合体」を、わたしは次のように定義した。「財政と金融が独立し、それぞれの職務を自律的に遂行することによって国民に利益を還元すべきところが、一方が他方に従属してそれぞれの健全な働きが妨げられ、国民に不利益を与えること。主に金融が財政に従属し、これによって財政規律が緩み財政が不健全になるとともに、貨幣価値や金融システムも不安定になり、最終的に、財政と金融の双方が連動して同時に全面機能停止する恐ろしい現象である。」⁵⁹⁾

チュローニ氏と吉野俊彦氏の研究成果の継承と問題点

わずか5年ほどの期間で、なぜ、どのようにして、天文学的数値水準のハイパー・インフレーションが発生したのか、この解明は、人類史上きわめて重要な研究課題である。

これまで、この課題に挑んだ二人の先覚、チュローニ氏と吉野俊彦氏の研究成果に学びつつ検討してきたが、引き継ぐべき研究成果は大きかったが問題点も明らかになった。

ここまでの検討結果から、次の五つの問題点がみえてきた。

第1に、ドイツにおけるハイパー・インフレーション発生の基本要因は一つではなく、二つで考えなければならないことである。

基本要因の一つは、対内的貨幣減価をひきおこした財政金融(財政と金融の癒着合体)という国内的要因であり、もう一つの基本要因が、対外的貨幣減価(マルク安)をひきおこした賠償問題という国際的要因であって、基本要因は

二つあったのである。ヘルフェリッヒ氏もチュローニ氏もいずれか一つでみようと、吉野俊彦氏は二つでみようと工夫したものの矛盾をかかえてしまったのである。

第2に、基本要因を二つで理解するとしても、その一つである財政金融（財政と金融の癒着合体）には、その運営・管理主体が変わるという政治体制の大変革があったことである。チュローニ氏も吉野俊彦氏も、戦時中に形成された財政と金融の癒着合体が継続的に引き継がれたことを問題とした。しかし戦争と敗戦そして政治革命によって、帝政ドイツの国家体制から平和と自由そして国民主権のワイマル憲法に基づいた民主主義国家体制への大変革があったのである。

第3に、基本要因を二つで理解するとしても、その一つは、単なる「賠償金問題」ではないことである。チュローニ氏はそもそもこのような重大な問題を無視していた。また吉野俊彦氏はこれを、「賠償金の支払問題」として狭く理解していた。

しかし戦争と敗戦、戦後処理のベルサイユ条約によって、ドイツの経済体制には大変革があった。帝政ドイツの植民地や国際的な商業利権は奪われ、領土や生産設備も縮小させられ、重要な工業中心地もなくなり、そこに巨額の賠償金支払いが課せられたのである。

第4に、このようにみえてくると、基本要因を二つで理解するということは、ドイツの政治経済体制を総体としてとらえ、戦争と敗戦を転機とした大変革をふまえて、ハイパー・インフレーションの要因を検討しなければならないということになる。

第5に、基本要因が二つであるとすれば、この二つが相互作用関係にあり、しかもたがいに増幅しあう相乗作用関係にあったということである。「相乗作用」とは、複数の要因が重なりあうことによって、個々の要因がもたらす作用の総和をこえ、それらを掛け合わせたほどの大きな作用をもたらすことである。

チュローニ氏は要因②において、吉野俊彦氏は「累積的原因」②において、作用と反作用の相互作用関係に注目していた。しかも一回限りの作用関係ではなく、何度も反復しあう相乗作用関係として理解していた。

しかし相乗作用関係はこれだけではない。これも含め、チュローニ氏のいう要因①と要因③の相乗作用関係、また吉野俊彦氏のいう「基本的原因」①と「付加的原因」③の相乗作用関係へと拡大していかなければならないのである。

ドイツのハイパー・インフレーションは、単純作用によって発生したのではなく、いく筋もの相乗作用と拡散作用によって、それが増幅していった。ハイパー・インフレーションが天文学的数値水準になったのも、上述の二つの基本要因が複合的にからまい、このような相乗作用と拡散作用をひき起こしたのであった。(次号に続く)

注)

- 19) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.47より, 東京銀行集会所調査課抄訳(p.24)を基本にしての紀国訳。
- 20) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.48より, 東京銀行集会所調査課抄訳(p.25)を基本にしての紀国訳。
- 21) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.48より, 東京銀行集会所調査課抄訳(p.25)を基本にしての紀国訳。
- 22) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.52より, 東京銀行集会所調査課抄訳(p.29)を基本にしての紀国訳。
- 23) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.55より, 東京銀行集会所調査課抄訳(p.33)を基本にしての紀国訳。
- 24) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, pp.55-56より, 東京銀行集会所調査課抄訳(p.33)を基本にしての紀国訳。なお、エルツベルガーの税制改革について、実際にチュローニ氏のいうとおりなのか、より詳しく知りたいがよくはわからない。アルベルト・ヘンゼル(杉村章三郎訳)『独逸租税法論』有斐閣、1931年、pp.14-16では、次の四つが指摘されているだけである。①全租税制度の重点を連邦に置いたこと、②連邦自身の租税行政を設けたこと、③連邦の租税体系が体系的に統一されたこと、④戦争の決算である財産および戦時利得課税は免れなかったが、各邦から取得した各種租税が連邦において統一的に規律されるようになったこと、とだけである。
- 25) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.57より, 東京銀行集会所調査課抄訳(pp.34-35)を基本にしての紀国訳
- 26) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.61より, 東京銀行集会所調査課抄訳(p.36)を基本にしての紀国訳。
- 27) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.62より, 東京銀行集会所調査課抄訳(pp.37-38)を基本にしての紀国訳

- 28) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p. 77より, 東京銀行集会所調査課抄訳 (pp.55~56) を基本にしての紀国訳。
- 29) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, pp.64~70より, 東京銀行集会所調査課抄訳 (pp.40~45) を基本にしての紀国訳。
- 30) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, pp.53~54より, 東京銀行集会所調査課抄訳 (pp.30~31) を基本にしての紀国訳。
- 31) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p. 54より, 東京銀行集会所調査課抄訳 (p.31) を基本にしての紀国訳。
- 32) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p. 54より, 東京銀行集会所調査課抄訳 (p.31) を基本にしての紀国訳。
- 33) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p. 61より, 東京銀行集会所調査課抄訳 (pp.36~37) を基本にしての紀国訳。チュローニ氏は, 普通の市民も外貨投機 (ドル買い・マルク売り) にはまっていたと批判しているが, 一般市民がどの程度自由に外貨を取得できたのかについては, 当時の為替管理の状況についての情報が少なく, よくわからない。吉野俊彦氏は, 1919年7月23日に為替管理に関する諸法令が廃止され, 1922年2月2日に「外国支払手段取引法」が制定されるまで為替取引は「原則として自由取引」に委ねられたとし, 1918年11月21日制定の「資本海外逃避防止措置に関する命令」は「部分的な管理」にとどまった, と批判している。吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, pp.84~88。
- 34) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.39。なお吉野俊彦氏の引用文の文語体と旧字体のわかりにくい所だけは改善した。これ以降の吉野俊彦氏の引用文についても, すべてそのようにした。
- 35) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.398より, 東京銀行集会所調査課抄訳 (p.413) を基本にしての紀国訳。調査課抄訳は 'the Quantity Theory of money' を「通貨数量説」としていたが, これは「貨幣数量説」に訂正した。また 'passive element in the exchange equation' と 'circulating medium' をいずれも「通貨」と意識していたが, これを「貨幣」と訂正した。
- 36) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, pp.42~43。なお東京銀行集会所調査課抄訳は, この部分の翻訳は省略していた。クナップ氏は著書のまえがきに, 学生として彼の講義をきいたヘルフェリッヒ氏を, 次のように称賛している。「予の一学生カール・ヘルフェリッヒは彼の著作によって明らかなるがごとく, この技術においてははるかに予を凌駕した。しかし予の観るところでは, その著作の構造が透徹的であることは十分称賛することができない。」G.F.クナップ (宮田喜代蔵訳)『貨幣国定学説』岩波書店, 1922年, pp.1~2。
- 37) 経済学の創始者であるアダム・スミスは, 貨幣数量説 (数量増加減価論) を理論的にも現実的にもあり得ないものとして批判していた。このことを検討したものが, 紀

国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(1) —アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』120号, 2021年3月と紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(2・完) —アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』121号, 2021年10月および紀国正典「アベノミクス国家破産(1) —貨幣破産・財政破産—」高知大学経済学会『高知論叢』122号, 2022年3月である。

安部晋三氏のブレンであることを自慢していた浜田宏一氏が, 岩田規久男氏を「日本のミルトン・フリードマン」と賞賛するのはその通りだが, わたしは彼を, 「日本のジョン・ロー」と呼びたい。太陽王ルイ14世の残した莫大な借金に苦しんでいた18世紀のフランスにおいて, スコットランド人ジョン・ローは, 「ロー・システム」という怪しげな「金のなる木」を売り込んで, 時の権力者のオルレアン公に取り立てられ, フランスをハイパー・インフレーションの地獄に落とし入れた。岩田規久男氏は, 「異次元金融緩和」という怪しげな「金のなる木」を売り込んで, 首相に返り咲いた安部晋三氏に取り立てられ, 日本の財政金融をハイパー・インフレーションの淵に立たせたからである。ジョン・ローの財政金融政策について解明した拙稿が, 紀国正典「ジョン・ローの国家破産・金融破産論」高知大学経済学会『高知論叢』115号, 2018年10月, である。

38) ジャーナリストの池上彰氏は, アダム・ファガーソンの著書のまえがき「通貨への信頼が失われると何が起きるか」において優れた解説をしている。しかしそれでも, マルク安の説明のところでは, 「市場に通貨マルクがあふれば, 需要と供給の関係で, マルク安が進みます。」と述べているのである。アダム・ファガーソン(黒輪篤嗣・桐谷知末訳, 池上彰解説)『ハイパーインフレの悪夢—ドイツ「国家破綻の歴史」は警告する—』新潮社, 2011年, p.6。

39) アダム・スミスの「信用低下減価論」をまとめたものが, 次の拙稿である。紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(1) —アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』第120号, 2021年3月。さらに地金委員会報告を検討し, リカードがなぜスミスを曲解して貨幣数量説を提唱したのかの謎を解明したのが, 紀国正典「貨幣数量説と貨幣減価の謎(2・完) —アダム・スミスの残した課題—」高知大学経済学会『高知論叢』121号, 2021年10月, である。

40) わたしは, 「信用低下減価論」の立場にたっていると考えるアフタリオンを高く評価するものであるが, 本論文でそれを詳しく紹介する余裕はないので, 重要部分を引用してその一端だけでも示しておきたい。以下, アルベール・アフタリオン(松岡孝児訳)『貨幣・物価・為替論』(フランス政治経済叢書①), 有斐閣, 1937年, 第3版: 1950年(Albert Aftalion, Monnaie, prix et change, 1927年)からの引用である。

アフタリオンは, 個々人の貨幣価値の将来予測が貨幣減価に大きな役割を果たすことを, 次のように述べている。

「個々人の性質に関する二つの質的要素即ち交換に於ける欲求の大小及び節約心の強弱に対し, 第三の要素即ち貨幣の将来価値に関する予測が加えられる。貨幣によって将来獲得されると思われるものは現在これに対して期待されるものに強く影響する。

予測はこれまで研究せる他の二つの質的要素と同様、個々人の貨幣的評価の相違を決定するものである。あるひとは物価の変動を予測し得るが、他のひとはこれを予測し得ない。若し彼等が例えば物価騰貴即ち貨幣価値の近い下落を期待するときは、彼等は直ちにかかる価値の一定の下落に対して参加するようになるであろう。彼等は将来の騰貴の結果に備えるため益々多く購買するようになるであろう。…（中略：紀国）…併し予測は貨幣に関する個人的評価間の相違の要素としてよりも、此等評価の一般の変動の要素として一層重要な役割を演じている。物価激変期に於いては多くのひとは変動の急展開を期待するが、そは此等の変動が急激に現はることが認められるからである。そしてかかる考方は変動の大いさを益々大ならしめる要素となる。」p.215。

さらにアフタリヨンは、対外的貨幣下落と対内的貨幣下落の関係について、次のように述べている。「(貨幣の将来価値に関する予測は)一定時期に於いては物価の変動自体に極めて強い作用を及ぼしている。かかる作用は紙幣の場合はその当面する時期即ち貨幣価値の下落についての場合場合に從って変化する。特に下落がかなり長い以前から継続し大なる役割を示したときに於いて、作用は極めて明瞭であり且つ極めて強大である。為替の異常な変動の影響下では、卸売物価は勿論小売物価に就いても、若し異常なしかし絶えず更新される物価騰貴が認められるときは、対外貨幣価値のすべての新下落は一定の対内貨幣価値の下落指標として現れるものである。…（中略：紀国）…貨幣の現在価値に関する個人的評価即ち貨幣に対して期待されるものは、直ちに為替変動に修正されてしまふ。所得額もまた勿論通貨額も著しく増加する間がないのに、貨幣価値はそが下落する筈であると考えている総てのひとの確信に依って下落してしまふ。その下落はかかる心理的諸要素の作用に於いて直接的に行はれるものである。」pp.224~225。

ただしアフタリヨンは、貨幣減価を予測させる信用情報（減価情報）がどのようなものであり、どのような状況でどのような情報が減価情報になるのかについては、明らかにしていない。この検討はこれからの研究課題である。

- 41) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, pp.402~403より、東京銀行集会所調査課抄訳 (p.419) を基本にしての紀国訳。調査課抄訳は、'monetary history' を「通貨史」と訳していたがこれを「貨幣史」に、また「通貨価値」と訳していた 'value of the currency' は「貨幣価値」に訂正した。「信頼」とは 'confidence' の訳である。
- 42) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, pp.402~403より、東京銀行集会所調査課抄訳 (p.419) を基本にしての紀国訳。調査課抄訳は、'monetary depreciation' を「通貨減価」に、'depreciated money' を「減価通貨」と訳していたが、これをそれぞれ「貨幣減価」と「減価貨幣」に訂正した。
- 43) Turrone, *The Economics of Inflation*, 1937, p.400より、東京銀行集会所調査課抄訳 (pp.415~416) を基本にしての紀国訳。
- 44) プレッシアーニ=トゥローニ（大内兵衛抄述）『インフレーションの経済学：マルク下落に関する研究』日本評論社、1946年、p.158。なお大内兵衛氏の引用文の文語体と旧字体のわかりにくい所だけは改善した。これ以降の大内兵衛氏の引用文につ

いても、すべてそのようにした。

- 45) ブレッシアーニ=トゥローニ(大内兵衛抄述)『インフレーションの経済学:マルクの下落に関する研究』日本評論社, 1946年, pp.7-8。
- 46) ブレッシアーニ=トゥローニ(大内兵衛抄述)『インフレーションの経済学:マルクの下落に関する研究』日本評論社, 1946年, pp.1-2。この著書は、チュローニ氏の著書をわかりやすく紹介するとともに、大内兵衛氏の意見も盛り込んだもので、大内兵衛氏のインフレーション論ともいえるものである。本論文執筆にあたって、この平易な解説書は、チュローニ氏のわかりにくさを解説するうえで、大いに参考になった。
大内兵衛氏は1943年から44年にかけて、かれが畏友という平澤道雄氏とともにチュローニの翻訳を試み、やっと完成したときに戦災によって原稿は焼失してしまった。しかし1945年2月から『大陸東洋経済』誌に「インフレーションの経済学」と題する講座を掲載した。これらの成果を基にして単行本としてまとめたものがこの著書である。なお平澤道雄氏は学問の道を志していたが、終戦直前にフィリピンで戦死したという。この単行本は、原稿焼失の責任を感じて、大内兵衛氏が平澤道雄氏の霊前にささげたものである。なおこの著書は、大内兵衛著作集第8巻、岩波書店, 1975年(pp.281-435)に再掲されている。
- 47) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.3。
- 48) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, pp.3-4。
- 49) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.29。
- 50) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.32。
- 51) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.38。
- 52) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, pp.38-39。
- 53) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, pp.14-15。
- 54) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, pp.44-45。
- 55) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.44。
- 56) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.47。
- 57) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, p.5。

- 58) 吉野俊彦「第1次世界大戦後に於ける独逸インフレーション」日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, pp.43-44。
- 59) 紀国正典「アペノミクス国家破産(1)一貨幣破産・財政破産」高知大学経済学会『高知論叢』122号, 2022年3月, p.44。

参考文献

- アダム・ファガーソン(黒輪篤嗣・桐谷知末訳, 池上彰解説)『ハイパーインフレーションの悪夢—ドイツ「国家破綻の歴史」は警告する—』新潮社, 2011年(Adam Fagarson, *When Money Dies: The Nightmare of The Weimar Hyper-Inflation*, 1975)。
- アンドレアス・ヴィルシング, ベルトルト・コーラー, ウルリヒ・ヴィルヘルム編(板橋拓己・小野寺拓也監訳)『ナチズムは再来するのか?—民主主義をめぐるヴァイマル共和国の教訓—』慶応義塾大学出版会, 2019年。
- アルベール・アフタリオン(松岡孝児訳)『貨幣・物価・為替論』有斐閣, 1937年(第3版:1950年)(Albert Aftalion, *Monnaie, prix et change*, 1927)。
- アルベルト・ヘンゼル(杉村章三郎訳)『独逸租税法論』有斐閣, 1931年。
- ペーター＝ヘルトリング(上田真而子訳)『おばあちゃん』偕成社, 1979年。
- プレッシャーニ＝トゥローニ(大内兵衛抄述)『インフレーションの経済学: マルクの下落に関する研究』日本評論社, 1946年(C.B. Turoni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany*, translated by M.E. Sayers, 1937)。
- Costantino Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany, 1914-1923, with a foreword by Lionel Robbins ; translated by Millicent E. Sayers, G. Allen & Unwin, 1937.*
- C.B. チェローニ(東京銀行集会所調査課抄訳)『独逸インフレーションの解剖』東京銀行集会所, 1938年(C.B. Turoni, *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany*, translated by M.E. Sayers, 1937)。
- ドイツ・ブンデスバンク編(呉文二・由良玄太郎監訳: 日本銀行金融史研究会訳)『ドイツの通貨と経済: 1876-1975年』(上), (下), 東洋経済新報社, 1984年。
- 圓地與四松「独逸戦後のインフラチオン時代」『国家学会雑誌』第46巻, 第10・11・12号, 1932年。
- 圓地與四松『インフレ景気論』千倉書房, 1933年(国立国会デジタルコレクション図書: <https://dl.ndl.go.jp>)。
- E. ワーゲマン(救仁郷繁訳)『独逸経済の理論—巨額の戦費はどこから出るか?—』東亜書局, 1940年。
- Phillip Cagan, "The Monetary Dynamics of Hyperinflation", Milton Friedman ed., *Studies in the Quantity Theory of Money*, The University of Chicago Press, 1956.
- G.F. クナップ(宮田喜代蔵訳)『貨幣国定学説』岩波書店, 1922年。

- G. カッセル (笠井正範訳) 『貨幣及び外国為替論』 富文堂, 1927年。
- H. シャハト (越智道順訳) 『戦時経済とインフレーション: ドイツ・マルクの混乱より安定まで』 叢文閣, 1935年。
- 池田浩士 『ドイツ革命—帝国の崩壊からヒトラーの登場まで—』 現代書館, 2018年。
- 石田勇治 『20世紀ドイツ史 (新装復刊)』 白水社, 2020年。
- 池上惇 「公信用論」 池上惇・加藤睦夫編 『財政学概論』 有斐閣, 1978年。
- J.M. ケインズ (早坂忠訳) 『ケインズ全集第巻2巻 平和の経済的帰結』 東洋経済新報社, 1977年。
- 勝田貞次 『獨逸のインフレーション』 (インフレーション研究叢書; 第2輯), 景氣研究所, 1939年。
- カーメン .M. ラインハート & ケネス .S. ロゴフ著 『今回はちがう: 金融愚行の800年』 'Carmen M. Reinhart & Kenneth S. Rogoff, *This Time is Different: Eight Centuries of Financial Folly* ,Princeton University Press, 2009' (邦訳: 村井章子訳 『国家は破綻する—金融危機の800年』 日経 BP 社, 2011年)。
- 紀国正典 『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』 ナカニシヤ出版, 2012年。
- 紀国正典 「ジョン・ローの国家破産・金融破産論」 高知大学経済学会 『高知論叢』 第115号, 2018年10月。
- 紀国正典 「ジェイムズ・ステュアートの国家破産・金融破産論」 高知大学経済学会 『高知論叢』 第116号, 2019年3月。
- 紀国正典 「国家破産・金融破産および国際破産の歴史」 高知大学経済学会 『高知論叢』 第117号, 2019年10月。
- 紀国正典 「気候変動破産—人類を救えるか:TCFD 最終報告書—」 高知大学経済学会 『高知論叢』 118号, 2020年3月。
- 紀国正典 「アダム・スミスの国家破産論—国家破産なき学問体系と学問方法の解明—」 高知大学経済学会 『高知論叢』 119号, 2020年10月。
- 紀国正典 「貨幣数量説と貨幣減価の謎 (1) —アダム・スミスの残した課題—」 高知大学経済学会 『高知論叢』 120号, 2021年3月。
- 紀国正典 「貨幣数量説と貨幣減価の謎 (2・完) —アダム・スミスの残した課題—」 高知大学経済学会 『高知論叢』 121号, 2021年10月。
- 紀国正典 「アベノミクス国家破産 (1) —貨幣破産・財政破産—」 高知大学経済学会 『高知論叢』 122号, 2022年3月。
- 紀国正典 「第1次世界大戦後ドイツのハイパー・インフレーション (1) —大規模な貨幣破産・財政破産の発生要因についての解明—」 (プレ・プリント論文), 金融の公共性研究所サイト (<http://finance-public.org>), 紀国セルフ・アーカイブ「公共性研究」ページ, 2022年11月, 2023年1月 (改版)。
- 紀国正典 「貨幣は正義 (善) である」 2019年7月, 「財政破産の生け贄にされたジョン・ローの悲劇」 2019年12月, 「国内公債なら財政破産しないという神話は J. ステュアートの誤読だった」 2020年3月, 「コロナショック破産は気候変動破産と根っこが同じ人

災である」2020年4月、「人類はどうして学ばないのだろうか—なぜくり返す：国家破産の歴史—」2020年10月、「財政破産の歴史—人類はどうして学ばないのだろうか—」2021年2月、「貨幣破産の歴史—人類はどうして学ばないのだろうか—」2021年5月、「国際破産の歴史—人類はどうして学ばないのだろうか—」2021年8月、「〈アベノミクス〉は250年も前に葬られていた—経済学の創始者による貨幣数量説批判—」2021年12月、「イギリス議会は〈財政と金融の癒着合体〉を阻止しようとした—19世紀初頭イギリスで起きた〈地金論争〉—」2022年4月、「〈アベノミクス国家破産〉とはなにか?—公共財の崩壊によって起こる恐ろしい結末—」2022年9月『世界経済評論』誌公開コラムサイト「世界経済評論 IMPACT」(<http://www.world-economic-review.jp/impact>)。

紀国正典「書評 [松本朗編著『グローバル経済と債務累積の構造』(晃洋書房)]」基礎経済学研究所『経済科学通信』154号, 2021年12月。

金融研究会編『独逸インフレーションと其の租税対策』金融研究会, 1943年。

国立国会図書館調査立法考査局『インフレーション収束後の経済復興と失業問題：第一次大戦後のドイツについて』1949年。

国政研究会『独逸財産税論』巖松堂書店, 1935年。

日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年。

日本銀行調査局『独逸に於ける安定価値計算』日本銀行調査局, 1947年。

室潔『ドイツ軍部の政治史 1914~1933 [増補版]』早稲田大学出版部, 2007年。

大蔵省理財局編『戦後独逸の財政経済状態』大蔵省理財局, 1920年。

大蔵省理財局臨時調査課編『上部シレシア問題の経緯と其の経済的意義』大蔵省理財局, 1921年。

大蔵省理財局臨時調査課編『独逸及希臘の強制公債発行について』大蔵省理財局, 1922年。

大蔵省理財局編『独逸財政経済統計要覧』大蔵省理財局, 東京製本, 1927年。

大内兵衛『資本主義国家の一掃着点 (独逸戦後の経済状態)』(大原社会問題研究所パンフレット No.1), 同人社書店, 1922年。

大内兵衛『財政学大綱』大内兵衛著作集第1巻, 岩波書店, 1974年。

大内兵衛『日本公債論』大内兵衛著作集第2巻, 岩波書店, 1974年。

大内兵衛『昭和財政史』大内兵衛著作集第3巻, 岩波書店, 1975年。

大内兵衛『学ぶにしかず』大内兵衛著作集第12巻, 岩波書店, 1975年。

大島通義・井手英策『中央銀行の財政社会学：現代国家の財政赤字と中央銀行』知泉書館, 2006年。

大島通義・井手英策「中央銀行政策と財政統制—1930年代初頭～戦時期のドイツと日本について—」(上・下)『三田学会雑誌』95巻第1・2号。

ローベルト・ゲルヴァルト (大久保里香・小原淳・紀愛子・前川陽祐訳)『史上最大の革命：1918年11月ヴァイマル民主政の幕開け』みすず書房, 2020年。

島恭彦『インフレーション』青木書店, 1977年。

高木仙次郎『独逸戦後の財政と金融』清水書店, 1924年。

東京商工會議所編『大戦中獨逸に於けるインフレーションの情勢』(商工調査:第48號:インフレーションに関する調査:第2卷),東京商工會議所,1933年。

東京商工會議所編『大戦後獨逸に於けるインフレーションの概観』(商工調査:第48號:インフレーションに関する調査:第7卷),東京商工會議所,1933年。

渡辺武『ドイツ大インフレーション:その政治と経済』大月書店,1989年。

〔お知らせ:わたしを研究者として長らく育ててくれた『高知論叢』ですが、これへの論文発表が制約されるようになりましたので、紀国のセルフ・アーカイブ(プレ・プリント)である「公共性研究」ページを、金融の公共性研究所サイト(<http://finance-public.org>)に開設いたしました。

セルフ・アーカイブ(プレ・プリント)とは、学術誌(ジャーナル)での論文発表の前に、自分のWebサイトであるいはプレ・プリント・サーバーを経由して、インターネット上に自分の執筆論文を事前公開することです。今では世界で50種類ものプレ・プリント・サーバーが運用されており、日本においても昨年2022年3月より、総合的なプレプリントサーバーのジェイカイブ(Jxiv)が立ち上げられ、国立研究開発法人・科学技術振興機構(JST)によって運営されています。科学技術情報の公開制度において、今やプレ・プリント(事前公開)による方法は、ポスト・プリント(学術誌公開)と肩を並べるほどに発展しているのです。

本論文はすでにその全文をPDFファイルにて、この紀国のセルフ・アーカイブ(プレ・プリント)の「公共性研究」ページで事前公開してあります。ご関心のある方は、こちらから論文全文を自由にダウンロードしていただくことができます。

これからは、この「公共性研究」ページを、紀国の研究発表の拠点としていくつもりですので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

なお本論文の続編である「第1次世界大戦後ドイツのハイパー・インフレーション(2)ーインフレーションがもたらした社会的・経済的な作用と結果の検証ー」は、近いうちにアップロードする予定です。この論文は、異次元金融緩和論者(アベノミクス)のいうところの、インフレを起こせば景気がよくなるという「インフレ景気論」(リフレイン論)の誤りを明らかにするため、ハイパー・インフレーションがドイツの経済と社会生活にどのような惨状をもたらしたのかを、実証研究したものです。〕